

## 逗子海水浴場監視業務委託仕様書

### 1 目的

安全で快適な逗子海水浴場を運営するための監視業務を委託するもの。

### 2 業務の場所

業務を行う場所は、逗子海岸（水域含む）とする。

### 3 海水浴場開設期間及び時間

令和8年7月3日(金)から令和8年9月6日(日)まで  
午前9時00分から午後5時00分まで

### 4 委託期間

令和8年6月27日(土)から令和8年9月11日(金)までのうち68日間  
(海水浴場開設期間66日間、監視所開設準備業務1日間、監視所片付け業務1日間)  
ただし、海水浴場開設期間の変更、開設の中止又は休場を行った場合については、発注者受注者協議の上、委託期間や業務内容を変更する場合がある。

### 5 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（開設準備及び片付けを含む）

### 6 本業務の心得

- (1) 本業務は、人命及び海水浴場の安全を守る重要な業務である。そのため、監視員はその責任を十分認識し、万全を期して勤務にあたるよう常に自分自身の健康管理に留意し、人命救助に関する知識と技能を発揮できるよう努力しなければならない。
- (2) 配置人員は、海水浴客と接する機会が多く注目される存在であり、その行動には十分気をつけなければならない。特に言葉遣いや態度には気をつけて親切に対応することに注意を払い、不快感を与えぬようにしなければならない。また、監視員は必ず帽子を着用し、動きやすい服装で業務に従事すること。
- (3) 「神奈川県迷惑防止条例」、「神奈川県海水浴場等に関する条例」、「神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則」、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則」、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」、「逗子海・浜のルールブック」及びその他関係法令等を遵守し、業務を行うこと。なお、「逗子海水浴場事業者・利用者ルール」は、令和7年度版を参考とし、令和8年度版が決定した際は、発注者と協議し取り扱うこと。

### 7 人員の配置

配置人員は別表「逗子海水浴場監視業務委託人員配置計画」のとおりとする。  
なお、配置に当たっては、小型船舶操縦士免許1級を所有し、かつ取得年数が5年以上の者で、海上安全指導活動等に5年以上従事した経験を有する者を毎日配置すること。  
留意事項は次のとおり。

(1) 統括責任者

次の業務を行う統括責任者を配置すること。

ア 受託業務全般における統括的な業務を行う。

イ 従事者の管理監督を行う。当日配置される従事者全員の健康を毎日チェックし、発熱や風邪の症状がみられる場合は従事させないこと。

ウ 委託期間中、発注者と連絡がとれる体制を整え、事前に連絡先を報告する。

エ 海水浴場の状況を、発注者へ日誌により毎日報告する。

オ 判断が困難な事態及び異常事態が生じた場合には、発注者へ速やかに連絡し、指示を仰ぐ。

(2) 監視員

監視員(補助員及び連絡係を除く)は、次の資格及び経験がある者を配置すること。

ア 日本赤十字社が定める水上安全法及び救急法の認定並びに特定非営利活動法人日本ライフセービング協会の定める心肺蘇生法及びベーシック・サーフ・ライフセーバー以上の認定、またはそれに準ずる資格、訓練時間を有すること。

イ 過去2年以内において、相模湾の海水浴場での監視業務に携わった者を、毎日2名以上配置すること。

(3) 連絡係

放送、連絡及び迷子対応等を行うものとする。

(4) 海上監視員

監視船等を用いて海上から監視等を行うものとする。

(5) 看護員

救護所において看護業務を行うものとする。

業務内容については発注者と受注者との間で別途定める。

(6) 保険

配置する人員に係る傷害保険及び本業務における賠償責任保険に加入すること。

(7) その他

荒天、イベント等により、あらかじめ来場者の大幅な増減が見込まれる場合においては、発注者と受注者が協議し、配置人数を変更することができる。ただし、変更した配置人数については、委託期間内の別日と調整を行い、配置人数の総数は変更しないものとする。

## 8 物品

受注者は、受注者の負担により次の物品を常備し、業務にあたること。ただし、椅子、長机、事務机等発注者が所有する物品で、業務の遂行に必要なと認めるものについては、発注者は、受注者の求めに応じて使用させることができる。

(1) 水上オートバイ (2艇)

- ・ 4ストロークエンジン
- ・ 監視用として識別できる塗装を施すこと。
- ・ 損害保険に加入すること。
- ・ 維持管理に係る費用は受注者の負担とすること。

(2) 水上オートバイ用燃料 (必要分)

- ・ 監視所内における保管は、40リットル未満とする。

(3) レスキューボード (3台以上)

- (4) モーターボート（1艇）
- (5) 児童用ライフジャケット（130着）
- (6) その他業務に必要な備品及び消耗品

## 9 業務内容

### (1) 海水浴場監視業務

ア 海水浴場を監視し、来場者の安全を守り、水難事故のないように努めること。とりわけ波打ち際にいる子どもには特段の注意を払い対応すること。

イ 万が一、水難事故が発生した場合は、迅速に行動し、人命救助及び応急手当を速やかに行うこと。

ウ 次の行為をさせないように監視し、注意喚起・指導すること

- ・健康状態の悪い者及び飲酒をした者が海へ入る行為
- ・遊泳区域外での遊泳
- ・遊泳禁止時の遊泳
- ・遊泳注意時に沖合へ行く行為
- ・たき火、野球等他人に危険が及ぶ恐れのある行為
- ・遊泳標識ブイの移動及び損壊行為
- ・その他人に迷惑を及ぼすような行為

エ 次の物品等を持ち込ませない、また使用させないように監視し、注意喚起・指導すること。

なお、【遊泳区域内】については、監視船等を用いた海上監視も行うこと。ただし、救助用に使用するものについては、この限りではない。

#### 【海水浴場内】

- ・車（自転車及びオートバイ等を含む。ただし、駐輪場への持ち込みは除く。）
- ・犬等の動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）
- ・もり（鋸）
- ・水中銃
- ・釣り具
- ・その他人の身体に危害を及ぼす恐れのある遊具及び器具等

#### 【遊泳区域内】

- ・手漕ぎボート
  - ・バナナボート
  - ・サーフボード
  - ・ウインドサーフィン
  - ・ヨット
  - ・スタンドアップパドルボード
  - ・水上オートバイ
  - ・モーターボート
  - ・ゴムボート等のオール
  - ・その他人の身体に危害を及ぼす恐れのある遊具及び器具等
- ただし、プラスチック等の硬い部品が付いていないボディボード（足ひれとの併用は不可）で長さ 120 cm以下のものは除く。

- オ 遊泳区域内に侵入したボート等については監視船により遊泳区域外まで曳航すること。
- (2) 海水浴場施設等管理業務
- ア 遊泳標識旗及びブルーフラッグの掲揚、降納を行うこと。
  - イ 救命用品の配置、収納を行うこと。
  - ウ バリアフリーマットの設置、収納を行うこと。
  - エ 備品、救護用品等の点検を行うこと。
  - オ 海水温度の測定及び来場者数の計測を1日3回（午前9時、正午、午後3時）行うこと。
  - カ 監視所前のシャワーの開栓及び閉栓を行うこと。
  - キ 監視所内は整理整頓に努め、常に清潔にしておくこと。
  - ク 監視所及びその周辺の清掃を行うこと。
  - ケ 遊泳区域を表示するブイ及びロープに付着する貝等を除去し、視認性・安全性を維持すること。
  - コ その他海水浴場施設等管理にあたり発注者が指示すること。
- (3) 迷子保護業務
- ア 迷子がいた場合は、保護し、その保護者を捜索し、引き渡すこと。
  - イ 保護者から迷子の捜索依頼があった場合は、協力して捜索にあたること。
- (4) 放送業務
- ア 海水浴場内の秩序・安全を守るため、及び安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例等のルール周知を行うため、適宜放送を行うこと。
  - イ 放送内容については、発注者と協議し決定すること。
- (5) 海面利用区域区分業務（ブイ設置業務）
- ア 海水浴場開設期間中、毎日、開設準備時に水上オートバイ等進入禁止エリアを表示するためのブイを設置すること。
  - イ 設置場所は、発注者が用意する「逗子海・浜のルールブック」に基づく進入禁止エリアとする。
  - ウ 上記アで設置したブイは、海水浴場開設期間中、毎日、片付け時に遊泳区域を表示するブイに固定するなどして撤去すること。
  - エ 荒天時等、ブイを設置すると流失する恐れのある場合や、設置することが危険な場合については設置しない。ただし、その判断は発注者と協議し決定すること。
- (6) 児童用ライフジャケットの無料貸出業務
- 子どもの安全安心を確保し、快適なファミリービーチを運営するため、児童用ライフジャケットを無料で貸出すること。なお、児童用ライフジャケットは、受注者が用意すること。
- (7) 海水浴場看護業務
- 救護所に医療従事者の資格を有する者を毎日配置し、次の業務を行う。
- ア 海水浴場利用者のけが等の応急処置と保健衛生指導を行う。
  - イ 看護日誌の作成を行う。
  - ウ 医薬品の管理等を行う。
- (8) 逗子海岸関係団体協力調整業務
- 海水浴場マナーアップ警備員、逗子海岸営業協同組合、逗子マリン連盟等、逗子海岸関係団体と常に連絡調整を行い、協力体制を構築すること。
- (9) その他

勤務時間の開始前(午前7時00分から午前8時30分まで)及び終了後(日没まで)は、水難救助訓練時間として施設等の使用を認めるものとする。ただし、訓練中であることが判別できるようにすること。

## 10 支払い

### (1) 人件費

各月分割払いとする。

### (2) 物品に係る経費及び事務経費

6月分の人件費に合算し、支払うものとする。

## 11 その他

本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じたとき、又は契約に定めのない事項については、逗子市財務規則等関係法令によるほか、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

<別表>

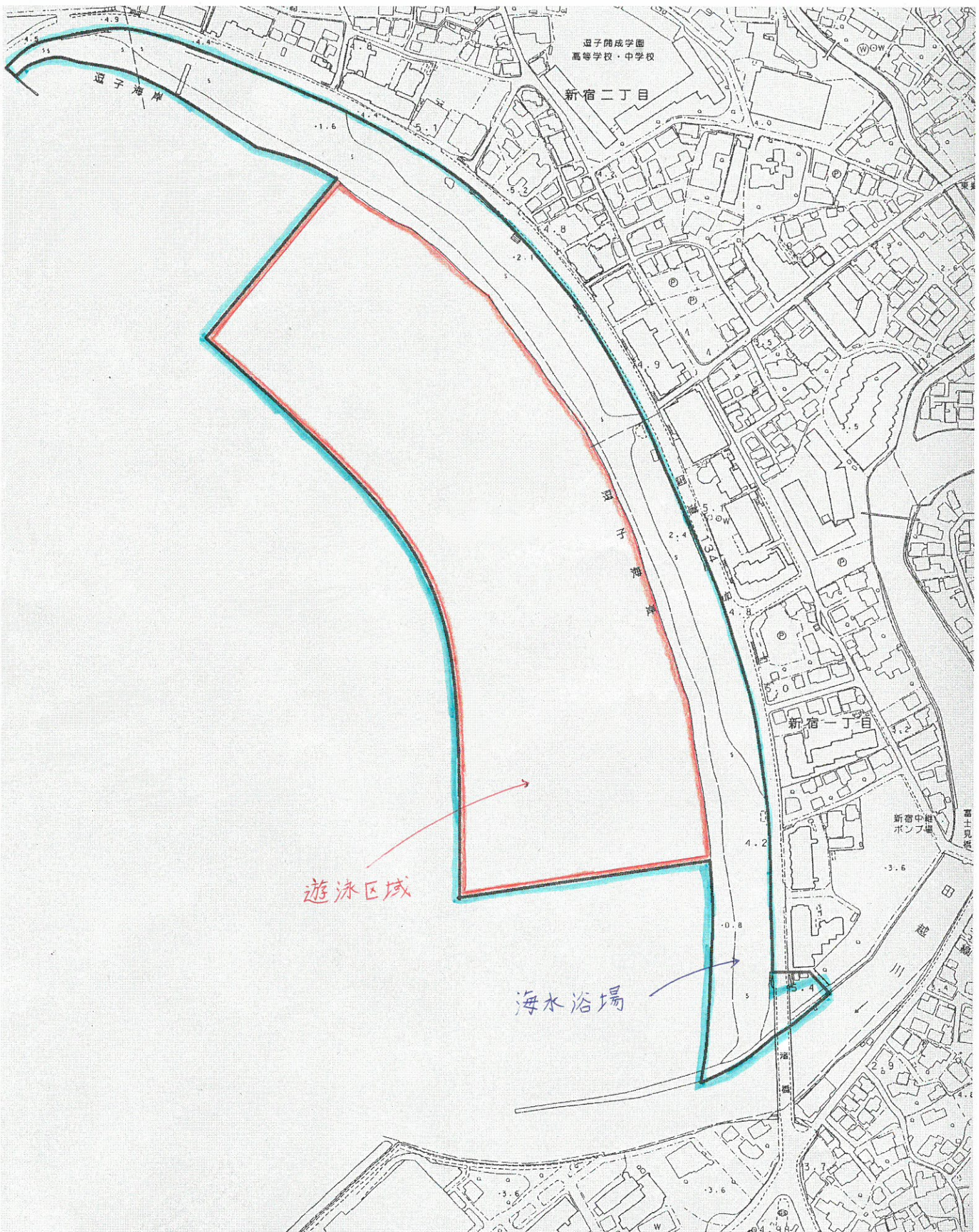
逗子海水浴場監視業務委託人員配置計画

(人)

月	日	曜日	総括 責任者	監視員	連絡係	海上 監視員	看護員	月	日	曜日	総括 責任者	監視員	連絡係	海上 監視員	看護員
6	21	土	1	5				8	1	土	1	13	1	1	2
	22	日							1	13		1	1	2	
	23	月							1	13		1		1	
	24	火							1	13		1		1	
	25	水							1	13		1		1	
	26	木							1	13		1		1	
	27	土							1	13		1		1	
	28	日							1	13		1	1	2	
	29	月							1	13		1	1	2	
	30	火							1	13		1	1	2	
7	1	水	1	9	1			9	1	火	1	13	1	1	2
	2	木							1	13		1	1	2	
	3	金							1	13		1	1	2	
	4	土							1	13		1	1	2	
	5	日							1	13		1	1	2	
	6	月							1	13		1	1	2	
	7	火							1	13		1	1	2	
	8	水							1	13		1	1	2	
	9	木							1	13		1	1	2	
	10	金							1	13		1	1	2	
	11	土							1	13		1	1	2	
	12	日							1	13		1	1	2	
	13	月							1	13		1	1	2	
	14	火							1	13		1	1	2	
	15	水							1	13		1	1	2	
	16	木							1	13		1	1	2	
	17	金							1	13		1	1	2	
	18	土							1	13		1	1	2	
	19	日							1	13		1	1	2	
	20	月							1	13		1	1	2	
	21	火							1	13		1	1	2	
	22	水							1	13		1	1	2	
	23	木							1	13		1	1	2	
	24	金							1	13		1	1	2	
	25	土							1	13		1	1	2	
	26	日							1	13		1	1	2	
	27	月							1	13		1	1	2	
	28	火							1	13		1	1	2	
	29	水							1	13		1	1	2	
	30	木							1	13		1	1	2	
	31	金							1	13		1	1	2	
	計		30	303	29	9	34		計		38	335	37	17	49
									合計		68	638	66	26	83

## 逗子海岸 位置図





# 神奈川県迷惑行為防止条例

昭和38年7月12日

条例第26号

改正 昭和59年12月27日条例第44号 平成4年3月31日条例第15号  
平成13年12月28日条例第78号 平成18年12月28日条例第89号  
平成20年7月22日条例第40号 平成22年8月3日条例第48号  
平成26年3月28日条例第32号 平成27年11月24日条例第83号  
平成28年12月27日条例第94号 令和2年7月17日条例第65号  
令和3年8月20日条例第73号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例をここに公布する。

## 神奈川県 迷惑行為防止条例

題名改正〔平成18年条例89号〕

(目的)

**第1条** この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もつて県民及び滞在者の生活の平穩を保持することを目的とする。

一部改正〔平成18年条例89号〕

(粗暴行為の禁止)

ふ

**第2条** 何人も、道路、公園、広場、駅、埠頭、興行場、飲食店、遊技場その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言い掛かりをつけ、すごむ（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）の威力を示す行為を含む。）等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、ゆえなく、わめき、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

3 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、鉄パイプ、木刀、金属バット、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条本文の規定により携帯を禁止される刃物を除く。）その他これらに類する物で、人の身体に重大な危害を加えるのに使用されるおそれがあるものを、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、不安を覚えさせるような方法で、携帯してはならない。

一部改正〔平成13年条例78号・18年89号〕

(卑わい行為の禁止)

**第3条** 何人も、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から、又は直接に人の身体に触れること。

(2) 人の下着若しくは身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）を見、又は人の下着等を見、若しくはその映像を記録する目的で写真機その他これ

に類する機器（以下「写真機等」という。）を設置し、若しくは人に向けること。

（3）前各号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、集会場、事務所、学校その他の不特定若しくは多数の者が利用する場所（公共の場所を除く。）にいる人又は貸切バス、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物（公共の乗物を除く。）に乗っている人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、前項第2号に掲げる行為をしてはならない。

3 何人も、人を著しく羞恥させ、若しくは人に不安を覚えさせるような方法で住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服等の全部若しくは一部を着けないでいるような場所にいる人の姿態を見、又は、正当な理由がないのに、衣服等の全部若しくは一部を着けないで当該場所にいる人の姿態を見、若しくはその映像を記録する目的で、写真機等を設置し、若しくは人に向けてはならない。

全部改正〔平成18年条例89号〕、一部改正〔平成26年条例32号・令和2年65号〕

（金品の不当な要求行為の禁止）

**第4条** 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、立ちふさがり、つきまとい、いいがかりをつける等迷惑を覚えさせるような言動で、金品を要求してはならない。

一部改正〔平成13年条例78号〕

（押売行為等の禁止）

**第5条** 何人も、住居その他の現在する建造物を訪れて、物品の販売若しくは買受け、物品の修理、加工若しくは配布、遊芸、広告の掲載その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「販売等」という。）を行うに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）販売等の申込みを断われたにもかかわらず、物品を展示し、座り込む等速やかにその場から立ち去らないこと。

（2）犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、住居その他の建造物、器物等にいたずらする等不安を覚えさせるような言動をすること。

（3）依頼又は承諾がないのに役務の提供を行つて、その対価をしつように要求すること。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して販売等を行うに際し、不安を覚えさせるような著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は依頼若しくは承諾がないのに役務の提供を行つて、その対価をしつように要求してはならない。

一部改正〔平成13年条例78号〕

（乗車券等の不当な売買行為の禁止）

**第6条** 何人も、乗車券、急行券、指定券、寝台券その他の運送機関を利用し得る権利を証する物又は入場券、観覧券その他の公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物（以下「乗車券等」という。）を、不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、乗車券等を、公共の場所又は公共の乗物において、買い、又はうろつき、人につきまとい、呼び掛け、ビラその他の文書図画を配り、若しくは掲示し、若しくは公衆の列に加わつて買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た乗車券等を、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に売り、又はうろつき、人につきまとい、呼び掛け、ビラその他の文書図画を配り、若しくは掲示し、若しくは乗車券等を展示して売ろうとしてはならない。

一部改正〔平成13年条例78号〕

（座席等の不当な供与行為の禁止）

**第7条** 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対し、座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場所（以下「座席等」という。）を占める便益を対価を得て供与し、又は座席等を占め、若しくは人の身辺に立ちふさがり、若しくはつきまとつて、座席等を占める便益を対価を得て供与しようとしてはならない。

一部改正〔平成13年条例78号〕

（景品買行為等の禁止）

**第8条** 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の遊技場をいう。以下同じ。）の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとつて、その物品を買い、又は買おうとしてはならない。

2 何人も、遊技場の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に放出した賞品玉を転売するため、若しくは賞品と交換するため、又は転売し、若しくは賞品と交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は遊技客につきまとつて、賞品玉を買い、又は買おうとしてはならない。

一部改正〔昭和59年条例44号・平成13年78号・27年83号〕

（不当な客引行為等の禁止）

**第9条** 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をすること。

（2） 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。

（3） 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。

（4） 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、客引きをし、又は勧誘をすること。

（5） 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。

（6） 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事させる目的で勧誘をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

（7） 前各号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法で、客引きをし、又は役務に従事させる目的で勧誘をすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をしてはならない。

4 何人も、公衆の通行の用に供する場所において、第1項各号に掲げる行為（同項第5号及び第7号に掲げる行為を除く。）を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろしてはならない。

全部改正〔平成18年条例89号〕

(迷惑ビラ等を配る行為等の禁止)

**第10条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言等を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラその他の文書図画（以下「迷惑ビラ等」という。）を配ること。

ア 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

イ 人の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態の写真又は絵であつて、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ウ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す文言等

エ 人の性的好奇心をそそる物品又は性具その他の性的な行為の用に供する物品の販売を表す

しゅう  
文言等であつて、人を著しく羞恥させるような卑わいなもの

(2) 電話ボックス、公衆便所その他公衆の用に供する建築物の内側、公衆の見やすい屋外の場所又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であつて公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、迷惑ビラ等を掲示し、又は配置すること。

(3) 正当な理由がないのに、住居その他人の現在する建造物に迷惑ビラ等を配ること。

2 何人も、前項各号に掲げる行為を行う目的で、迷惑ビラ等を所持してはならない。

3 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に第1項の規定に違反する行為をさせてはならない。

全部改正〔平成18年条例89号〕

(つきまとい等の禁止)

**第11条** 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第4項に規定するストーカー行為を除き、第1号から第4号まで及び第5号（同条第2項に規定する電子メールの送信等（以下「電子メールの送信等」という。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

(4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又は当該感情を催させるようなものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。）その他の記録を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物若しくはその性的羞恥心を害するものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

全部改正〔平成26年条例32号〕、一部改正〔平成28年条例94号・令和2年65号・3年73号〕

(深夜における不安を覚えさせる行為の禁止)

**第12条** 何人も、深夜において、正当な理由がないのに次に掲げる行為をして、近隣の者に不安を覚えさせてはならない。

- (1) 花火をすること。
- (2) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発すること。

追加〔平成18年条例89号〕

(水浴場等における危険行為等の禁止)

**第13条** 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、みだりに、ヨット若しくはモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇等又はこれらにけん引される物を縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者（以下「遊泳者等」という。）に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

2 何人も、遊泳者等の浮輪、手こぎのボートその他の小舟、器物等に、正当な理由がないのにいたずらをして、不安を覚えさせ、又はその遊泳若しくは遊戯を妨げてはならない。

3 何人も、遊泳、行楽等のため多数の人が集まっている海水浴場、河川敷地等の、通常、一般交通の用に供しない場所において、みだりに、自動車、原動機付自転車若しくは軽車両を走行させ、又は排気音を発する等公衆に対し、著しく不快の念を抱かせるような行為をしてはならない。

追加〔平成18年条例89号〕

(登山等における危険行為等の禁止)

**第14条** 何人も、登山又はハイキング（以下「登山等」という。）を行う場所において、登山等を行つている者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 進路を示す道標の方向を変える等により、進路を誤らせるおそれのある行為
- (2) 岩石等を落とし、又は転がして、危険を覚えさせるような行為

追加〔平成18年条例89号〕

(罰則)

**第15条** 第3条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条の規定に違反した者
- (2) 第11条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第9条第2項の規定に違反した者
- (2) 第10条第3項の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第2条の規定に違反した者
- (2) 第4条の規定に違反した者
- (3) 第5条の規定に違反した者

- (4) 第7条の規定に違反した者
- (5) 第8条の規定に違反した者
- (6) 第9条第1項の規定に違反した者
- (7) 第10条第1項の規定に違反した者
- (8) 第13条の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
  - (2) 第14条の規定に違反した者
- 追加〔平成18年条例89号〕

**第16条** 常習として前条第1項の違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前条第2項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 常習として前条第3項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 常習として前条第4項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成18年条例89号〕

(両罰規定)

**第17条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条第3項又は第4項第6号若しくは第7号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

追加〔平成18年条例89号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

(押売等防止条例の廃止)

2 押売等防止条例（昭和31年神奈川県条例第43号）は、廃止する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

(神奈川県水浴場等取締条例の一部改正)

3 神奈川県水浴場等取締条例（昭和34年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

一部改正〔平成20年条例40号〕

(経過措置)

4 この条例の施行前にした押売等防止条例及びこの条例による改正前の神奈川県水浴場等取締条例第5条に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一部改正〔平成20年条例40号〕

(検討)

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例48号〕

附 則（昭和59年12月27日条例第44号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第15号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第78号）

1 この条例は、平成14年3月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月28日条例第89号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第48号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第32号）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月24日条例第83号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第94号）

この条例は、平成29年1月3日から施行する。

附 則（令和2年7月17日条例第65号）

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月20日条例第73号）

この条例は、令和3年8月26日から施行する。

# 神奈川県海水浴場等に関する条例

昭和34年4月1日

条例第4号

改正 昭和36年7月5日条例第29号 昭和38年7月12日条例第26号  
昭和43年6月14日条例第35号 昭和50年10月21日条例第32号  
昭和55年12月23日条例第55号 昭和56年3月31日条例第10号  
昭和58年12月21日条例第36号 昭和61年10月17日条例第50号  
平成4年3月31日条例第15号 平成4年12月22日条例第56号  
平成8年3月26日条例第4号 平成12年3月28日条例第42号  
平成13年3月27日条例第19号 平成18年12月28日条例第71号  
平成20年7月22日条例第40号 平成22年3月26日条例第10号  
平成26年3月25日条例第7号 平成31年3月22日条例第18号

神奈川県水浴場等取締条例をここに公布する。

神奈川県海水浴場等に関する条例

題名改正〔昭和56年条例10号・平成22年10号〕

(目的)

**第1条** この条例は、海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所について、公衆衛生及び公衆の危険防止上必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成22年条例10号〕

(定義)

**第2条** この条例において「海水浴場」とは、一定の管理の下に、一定期間特定の海水面及びその附属地に適当な施設を整備して、公衆の水浴又は遊泳の目的に供する場所をいう。

2 この条例において「その他の遊泳場」とは、一定の管理の下に、一定期間特定の海水面以外の水面及びその附属地に適当な施設を整備して、公衆の水浴又は遊泳の目的に供する場所をいう。

3 この条例において「遊泳区域」とは、海水浴場又はその他の遊泳場のうち標旗、浮き等をもつて区画された水域をいう。

4 この条例において「プール」とは、貯水槽を設けて公衆に水泳させる施設をいう。

5 この条例において「更衣休憩所」とは、海水浴場又はその他の遊泳場において利用者の更衣、休憩、衣類の保管等の利便に供する施設をいう。

6 この条例において「喫煙」とは、たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこをいう。以下同じ。）に火をつけ、その煙を発生させることをいう。

7 この条例において「喫煙専用区域」とは、専らたばこを吸う用途に供するために設けられた区域をいう。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

(海水浴場等の管理運営)

**第3条** 海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所（以下「海水浴場等」という。）は、常に公衆の衛生、危険防止、秩序の保持を旨とし、かつ、全体の風致及び美観を損なうことのないよう管理され、運営されなければならない。

一部改正〔平成22年条例10号〕

(禁止行為等)

**第4条** 何人も、みだりに遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、又は損壊してはならない。

追加〔昭和36年条例29号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

**第5条** 海水浴場又はその他の遊泳場の利用者は、遊泳区域内において、ボート、サーフボード、ヨットその他これらに類するもの（ゴム製によるものその他接触した場合に人の身体に危害を及ぼすおそれのないものを除く。第21条第3項において「ボート等」という。）を使用してはならない。

全部改正〔昭和43年条例35号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

**第6条** 海水浴場又はその他の遊泳場の利用者は、もり、水中銃その他の人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具（第21条第3項において「もり等」という。）を、海水浴場又はその他の遊泳場内において使用し、又は遊泳区域内において携帯してはならない。

追加〔昭和43年条例35号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

**第7条** 何人も、海水浴場の開場時間中は、当該海水浴場内（次条第1項の規定により設けられた喫煙専用区域を除く。）において喫煙をしてはならない。

2 前項の規定は、海水浴場の管理運営又は海水浴場の利用者の利便に供する建築物又は工作物においては、適用しない。

3 県は、海水浴場における他人の喫煙による身体に対する危害及び健康への影響並びにたばこの吸い殻の散乱の防止（以下「海水浴場における公衆衛生の向上」という。）を図るため、県民、事業者、民間の団体、海水浴場の設置者及び市町村と連携し、及び協力して、海水浴場における公衆衛生の向上に関する普及啓発その他の必要な施策を推進するものとする。

追加〔平成22年条例10号〕

(喫煙専用区域の設置等)

**第8条** 海水浴場の設置者は、当該設置に係る海水浴場に喫煙専用区域を設けることができる。

2 海水浴場の設置者は、前項の規定により喫煙専用区域を設けようとするときは、あらかじめ、当該喫煙専用区域の設置場所、箇所数その他の事項について、次に掲げる者と協議しなければならない。

(1) 当該海水浴場が所在する市町村

(2) 当該海水浴場の利用者に対して更衣、休憩、衣類の保管、飲食、物品の販売その他の役務を提供する者の組織する団体

追加〔平成22年条例10号〕

(海水浴場等の設置許可)

**第9条** 海水浴場等を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に必要な書類及び図面を添えて知事に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 海水浴場等の名称

(3) 海水浴場等の設置場所

(4) 海水浴場等の開設期間及び開場時間

(5) プールにあつては、その容積及び使用水の種類

(6) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の許可に際して公衆衛生又は公衆の危険防止上必要な条件を付することができる。

3 **海水浴場等**（プールを除く。）の許可の有効期限は、当該許可を受けた日の属する年の10月31日までとする。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（施設基準）

**第10条** **海水浴場等**は、公衆衛生及び公衆の危険防止上の見地から規則で定める施設基準に適合するものでなければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（許可事項等の変更届出）

**第11条** 第9条第1項の規定により許可を受けた者が、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事項及び**海水浴場等**の構造設備を変更したときは、知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（設置者の義務）

**第12条** **海水浴場等**の設置者（以下「設置者」という。）は、公衆衛生及び公衆の危険防止上の見地から規則で定める基準に従い、当該**海水浴場等**の施設を管理し、及び運営しなければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（監視人の設置）

**第13条** **海水浴場等**（更衣休憩所を除く。以下この条において同じ。）の設置者は、**海水浴場等**における危険防止及び救助に当たらせるため、監視人を置かなければならない。

追加〔昭和43年条例35号〕、一部改正〔平成22年条例10号〕

（届出事項）

**第14条** 設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

- （1）引き続き1月以上休業しようとするとき。
- （2）休業後再開しようとするとき。
- （3）廃業しようとするとき。

2 設置者が死亡したときは、速やかに、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者がその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

（手数料）

**第15条** 知事は、プール又は更衣休憩所の設置の許可を受けようとする者からプール又は更衣休憩所設置許可手数料1万3,650円を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、プール又は更衣休憩所設置許可手数料を徴収しない。

- （1）市町村が、無料のプール又は更衣休憩所を設置する場合
- （2）会社、工場等が厚生施設として無料のプール又は更衣休憩所を設置する場合

一部改正〔昭和36年条例29号・50年32号・55年55号・58年36号・61年50号・平成4年56号・8年4号・22年10号・26年7号・31年18号〕

（地位の承継）

**第16条** 第9条第1項の許可（プールの設置に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた者について相続、合併又は分割（当該プールを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立さ

れた法人又は分割により当該プールを承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔平成12年条例42号〕、一部改正〔平成13年条例19号・22年10号〕

(立入検査等)

**第17条** 知事は、必要があると認めるときは、設置者その他関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして海水浴場等に立ち入らせ、施設の管理及び運営の状況その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成18年71号・22年10号〕

(行政処分)

**第18条** 知事は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく、許可を受けた日から20日以内に業務を開始しなかつたとき。

(3) 第9条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(4) 第11条、第12条又は第14条第1項の規定に違反したとき。

(5) その他この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

一部改正〔昭和36年条例29号・平成22年10号〕

(市町村の条例との関係)

**第19条** この条例の海水浴場における喫煙の規制に関する規定（次項において「喫煙関係規定」という。）は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、海水浴場における公衆衛生の向上を図るため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が海水浴場における公衆衛生の向上を図るために制定する条例の内容が、喫煙関係規定と同等以上の効果が期待できると認められるときは、知事が指定する条項は、当該市町村の区域（知事が指定する区域に限る。）には、適用しない。

3 前項の指定は、神奈川県公報により行う。

追加〔平成22年条例10号〕

(委任)

**第20条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成22年条例10号〕

(罰則)

**第21条** 第9条第1項の規定に違反し、許可を受けずに 海水浴場等を設置した者及び第18条の規定に基づく知事の処分に従わない者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

3 第4条の規定に違反し、遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、若しくは損壊した者、第5条の規定に違反し、ボート等を使用した者又は第6条の規定に違反し、もり等を使用し、若しくは携帯した者は、科料に処する。

一部改正〔昭和36年条例29号・38年26号・43年35号・平成4年15号・18年71号・22年10号〕

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 水浴場取締条例（昭和23年神奈川県条例第8号）は、廃止する。
- 3 知事は、神奈川県水浴場等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年神奈川県条例第10号）の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例10号〕

附 則（昭和36年7月5日条例第29号）

この条例は、昭和36年7月10日から施行する。

附 則（昭和38年7月12日条例第26号抄）

- 1 この条例は、昭和38年8月1日から施行する。
- 4 この条例（中略）による改正前の神奈川県水浴場等取締条例第5条に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則（昭和43年6月14日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項の改正規定は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月21日条例第32号抄）

- 1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年12月23日条例第55号抄）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 3 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月21日条例第36号抄）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年10月17日条例第50号抄）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日条例第15号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日条例第56号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に開始した分べんの介助については、第8条及び第11条の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月26日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第42号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日条例第71号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5条の2を第6条とし、同条の次に2条を加える改正規定（第7条第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成22年5月規則第71号で、同22年5月15日から施行）

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（試験、検査、調査、研究等の手数料等に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料等については、第18条から第21条まで、第23条から第26条まで、第28条、第29条、第32条から第40条まで、第43条から第45条まで、第48条及び第63条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。（後略）

（許可等の手数料に関する経過措置）

9 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、第22条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第42条まで、第45条及び第52条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則

昭和34年4月1日

規則第16号

改正	昭和36年4月1日規則第30号	昭和36年7月5日規則第57号
	昭和38年12月31日規則第113号	昭和39年2月18日規則第4号
	昭和41年4月15日規則第32号	昭和42年9月20日規則第71号
	昭和43年6月14日規則第58号	昭和55年3月31日規則第46号
	昭和56年3月31日規則第42号	平成元年3月1日規則第10号
	平成5年3月31日規則第58号	平成6年3月31日規則第115号
	平成7年3月31日規則第58号	平成11年12月28日規則第93号
	平成12年3月31日規則第43号	平成13年3月30日規則第50号
	平成14年4月9日規則第61号	平成17年3月4日規則第22号
	平成18年12月28日規則第131号	平成20年3月31日規則第10号
	平成20年5月30日規則第51号	平成22年5月14日規則第74号
	令和元年6月25日規則第15号	

神奈川県水浴場等取締条例施行規則をここに公布する。

神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則

題名改正〔昭和56年規則42号・平成22年74号〕

(事務の委任)

**第1条** 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。

- (1) 条例第9条第1項の規定により、海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所（以下「海水浴場等」という。）の設置を許可すること。
- (2) 条例第11条の規定により、許可事項等の変更の届出を受理すること。
- (3) 条例第14条の規定により、休業、再開、廃業又は死亡の届出を受理すること。
- (4) 条例第16条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- (5) 条例第17条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員に立入検査をさせること。
- (6) 条例第18条の規定により、許可を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

追加〔昭和42年規則71号〕、一部改正〔昭和55年規則46号・56年42号・平成元年10号・12年43号・18年131号・20年10号・22年74号〕

(申請手続)

**第2条** 条例第9条第1項の規定により海水浴場、その他の遊泳場又は更衣休憩所の設置の許可を受けようとするときは、海水浴場（その他の遊泳場・更衣休憩所）設置許可申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

- (1) 海水浴場又はその他の遊泳場 次に掲げる書類及び図面

ア 施設を設置する土地の使用についての権原を有することを証明する書類及び水面の使用についての利害関係者の同意書

イ **海水浴場**又はその他の遊泳場の区域及び当該区域に設置される遊泳区域、ボート、サーフボード、ヨットその他これらに類するもの（ゴム製によるものその他接触した場合に人の身体に危害を及ぼすおそれのないものを除く。以下「ボート等」という。）の専用出入区域、喫煙専用区域、管理事務所、救護所、案内所、監視所、便所等の配置を示した図面

ウ 条例第8条第1項の規定により喫煙専用区域を設ける**海水浴場**にあつては、**海水浴場喫煙専用区域設置報告書**（第2号様式）

(2) 更衣休憩所 次に掲げる書類及び図面

ア 施設を設置する土地の使用についての権原を有することを証明する書類

イ 施設の平面図及び設備の配置図

2 条例第9条第1項の規定によりプールの設置の許可を受けようとするときは、プール設置許可申請書（第3号様式）に次に掲げる図面を添えなければならない。

(1) 施設全体の平面図

(2) 貯水槽及びプールサイドの平面図及び断面図

(3) 給水設備、排水設備並びに貯水槽内の水の消毒設備及び浄化設備の系統図

一部改正〔昭和36年規則57号・42年71号・43年58号・平成元年10号・22年74号〕

(施設基準)

**第3条** 条例第10条に規定する施設基準は、別表第1のとおりとする。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

(許可事項等の変更の届出)

**第4条** 条例第11条の規定による届出は、変更した日から10日以内に**海水浴場**等設置許可事項等変更届（第4号様式）により行わなければならない。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

(管理運営の基準)

**第5条** 条例第12条の規定による**海水浴場**等の管理運営の基準は、別表第2のとおりとする。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

(休業等の届出)

**第6条** 条例第14条第1項の規定による届出は、休業し、再開し、又は廃業しようとする日の10日前までに**海水浴場**等休業（再開・廃業）届（第5号様式）により行わなければならない。

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成22年規則74号〕

(地位の承継の届出)

**第7条** 条例第16条第2項の規定による届出は、プールの設置許可承継届（第6号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えてプールの設置場所を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。

(1) 相続による承継の場合 許可書、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可に基づく地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(2) 合併による承継の場合 許可書及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(3) 分割による承継の場合 許可書、当該プールを承継した法人の登記事項証明書及び当該プールを承継したことを証明する書類

全部改正〔平成12年規則43号〕、一部改正〔平成13年規則50号・17年22号・20年10号・22年74号〕

(身分を示す証票)

**第8条** 条例第17条第2項に規定する証票は、第7号様式とする。

一部改正〔昭和36年規則57号・42年71号・43年58号・平成元年10号・12年43号・22年74号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 衛生事務の権限を委任する規則（昭和25年神奈川県規則第160号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 3 神奈川県環境衛生監視員設置規則（昭和24年神奈川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和36年4月1日規則第30号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年7月5日規則第57号抄）

- 1 この規則は、昭和36年7月10日から施行する。

附 則（昭和38年12月31日規則第113号）

- 1 この規則は、昭和39年1月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）に定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、なお、従前の例により使用することができる。

- 3 改正前の規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則による証票等とみなす。

附 則（昭和39年2月18日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月15日規則第32号）

この規則は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月20日規則第71号）

- 1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。
- 2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和43年6月14日規則第58号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 衛生事務の権限を委任する規則（昭和25年神奈川県規則第106号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和55年3月31日規則第46号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月1日規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前における許可事項等の変更に係る神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定による届出の期限については、改正後の第4条の規定は、これを適用しない。
- 3 平成元年4月10日以前の休業、再開又は廃業に係る条例第10条第1項の規定による届出の期限については、改正後の第6条の規定は、これを適用しない。
- 4 施行日前においてなされた条例第6条第1項の規定によるプールの設置の許可（以下「設置許可」という。）の申請でまだその処理がなされていないもの及び施行日前において建築工事に着手したプールに係る設置許可の申請で施行日から起算して1年以内になされたものに係るプールの施設基準については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際設置許可を受けているプール及び前項の規定により設置許可を受けたプール（以下「基準改正前のプール」という。）については、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、改正後の別表第1に規定する施設基準に適合しているものとみなす。
- 6 基準改正前のプール（貯水槽専用の量水器、足洗い場又は腰洗い槽が設けられているものを除く。）については、改正後の別表第2の2の項(2)ウ又は(3)イの規定は、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、これを適用しない。
- 7 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第58号）

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においてなされた神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第6条第1項の規定によるプールの設置の許可（以下「設置許可」という。）の申請でまだその処理がなされていないもの及び施行日前において建築工事に着手したプールに係る設置許可の申請で施行日から起算して1年以内になされたものに係るプールの施設基準については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際設置許可を受けているプール及び前項の規定により設置許可を受けたプール（以下「基準改正前のプール」という。）については、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、改正後の別表第1に規定する施設基準に適合しているものとみなす。
- 4 基準改正前のプール（時間当たりの循環水量を把握することができる貯水槽専用の量水器等又は貯水槽への水の注入口の数及び位置について貯水槽内の遊離残留塩素濃度若しくは二酸化塩素濃度が均一となるように設計された消毒設備が設けられているものを除く。）については、改正後の別表第2の2の項(2)ウ又はカの規定は、当該プールの構造設備が変更されるまでの間、これを適用しない。

附 則（平成6年3月31日規則第115号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定による証票等は、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第43号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第50号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年4月9日規則第61号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第6条第1項の規定によるプールの設置の許可（以下「設置許可」という。）の申請でまだその処理がされていないものに係るプールの貯水槽等の基準については、改正後の別表第1の2の項(1)工の規定は、平成15年5月31日までの間は、適用しない。この場合において、改正前の別表第1の2の項(1)工の規定は、なお、その効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に設置許可を受けたプールに係るプールの貯水槽等の基準については、改正後の別表第1の2の項(1)工の規定は、平成15年5月31日までの間は、適用しない。この場合において、改正前の別表第1の2の項(1)工の規定は、なお、その効力を有する。
- 4 第2項に規定する申請に係るプール及び前項に規定するプールについて、平成15年5月31日までの間に、改正後の別表第1の2の項(1)工の規定に適合する構造設備の変更をする場合は、神奈川県水浴場等に関する条例施行規則第4条の規定にかかわらず、当該変更の日から10日以内にプール排水口等吸込防止施設変更届（附則様式）により行わなければならない。

附則様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

プール排水口等吸込防止施設変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

(神奈川県 保健所長)

住 所

(法人の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

次のとおり変更したので、神奈川県水浴場等に関する条例第8条の規定により届け出ます。

名 称	
設 置 場 所	
貯 水 槽 の 材 質	
貯 水 槽 の 設 置 数	
吸込防止装置の固定方法	ねじ・その他 ( )

附 則 (平成17年3月4日規則第22号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日規則第131号)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第2及び第2号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 平成19年6月1日前になされた神奈川県水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号)第6条第1項の規定によるプールの設置の許可の申請でまだその処理がされていないものに係るプールの貯水槽等の基準については、改正後の別表第1の2の項(1)工の規定は、同月30日までの間は、適用しない。この場合において、改正前の別表第1の2の項(1)工の規定は、なおその効力を有する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成20年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

- この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成20年5月30日規則第51号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 5月14日規則第74号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年 5月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第 6号様式により交付されている証票は、改正後の第 7号様式により交付された証票とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

4 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年神奈川県規則第39号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年 6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年 7月 1日から施行する。

別表第 1（第 3条関係）

#### 1 海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準

（1）海水浴場にあつては、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用出入区域、喫煙専用区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

（2）その他の遊泳場にあつては、その区域、当該区域に設置される遊泳区域、ボート等の専用出入区域及び主要施設の位置、利用者の遵守事項等を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

（3）遊泳区域及び附属地の区域は、利用者が明確に識別できるように区画されていること。

（4）海水浴場又はその他の遊泳場の面積及び 1日のうち利用者が最も多く見込まれるときの利用者の見込数（以下「最大利用者見込数」という。）に応じて、管理事務所、救護所、案内所、監視所、監視船等の施設が適切に設置され、適切な数の放送設備、シャワー設備、人工そ生器等の設備が設けられていること。

（5）救命浮き輪、救命ボート、ロープその他適切な救命器具が備えられていること。

（6）次の要件を満たす便所が設置されていること。

ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。

イ 便槽は、不浸透性材料で作られ、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造であること。

ウ 最大利用者見込数に応じた適切な数の便器が設けられていること。

エ 流水式手洗設備が設けられていること。

（7）最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器等が設置されていること。

（8）ボート等の専用出入区域を設置する場合は、当該区域を明確に識別できる設備がされていること。

（9）遊泳区域内に危険水域がある場合は、赤い標旗により当該水域が区画されていること。

（10）海水浴場内に喫煙専用区域を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア たばこの吸い殻が散乱しない構造を有する灰皿その他のたばこの吸い殻を入れる容器（イにおいて「吸い殻容器」という。）が備えられていること。

イ 利用者が明確に識別できるように区画されていること（吸い殻容器の周囲 2メートルの範囲内で喫煙専用区域を設ける場合を除く。）。

ウ 面積がおおむね25平方メートル以下であること。

- エ 容易に視認できるための措置が講じられていること。
- オ 他の利用者の安全の確保に配慮された場所であること。

## 2 プールの施設基準

### (1) 貯水槽等の基準

ア 貯水槽は、次の要件を満たすものであること。

- (ア) 不浸透性材料で作られていること。
- (イ) 給排水及び清掃が容易にできる構造であること。
- (ウ) プールサイドから汚水が流入しない構造であること
- (エ) 周囲にオーバーフロー溝が設けられていること。
- (オ) 利用者の見やすい場所に貯水槽の規模に応じた適切な数の水深の明示がされていること。

イ プールサイド及び通路は、次の要件を満たすものであること。

- (ア) 不浸透性材料で作られ、滑りにくい構造であること。
- (イ) 最大利用者見込数に応じた十分な広さを有していること。
- (ウ) 清掃が容易にできる構造であること。

ウ 貯水槽への給水設備は、次の要件を満たすものであること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 給水管は、貯水槽の水が逆流しない構造であること。
- (イ) 新規補給水量及び時間当たりの循環水量を把握するため、貯水槽専用の量水器等が設けられていること。

エ 貯水槽からの排水口及び循環水の取入口には、利用者の吸い込みを防止するため、ねじ等で固定された堅固な金網、鉄格子等が設けられているとともに、当該貯水槽からの排水口及び循環水の取入口と取水管との間又は取水管には、利用者の吸い込みを防止するため、金具等が備えられていること。ただし、知事が公衆の危険防止上支障がないと認めた場合には、当該金具等を備えることを要しない。

オ 消毒設備は、次の要件を満たすものであること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 貯水槽内の水に塩素、塩素剤等を連続注入できる構造であること。
- (イ) 貯水槽への水の注入口の数及び位置について、貯水槽内の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度をいう。）が均一となるように設計されていること。

カ 貯水槽内の水を浄化するため、次の要件を満たす浄化設備が設けられていること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 循環ろ過方式の浄化設備であること。
- (イ) 貯水槽の水の容量に循環水量を加えた全容量に対して1時間当たり6分の1以上の浄化処理能力を有するものであること。
- (ウ) 浄化設備から貯水槽への水の注入口の数及び位置が貯水槽内の水質が均一となるように設計されていること。

キ オーバーフロー水を貯水槽内の水として再利用する場合のオーバーフロー水の再利用設備は、次の要件を満たすものであること。

- (ア) オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する浄化設備及び消毒設備が設けられていること。
- (イ) オーバーフロー水に排水等の汚水が混入しない構造であること。

(ウ) オーバーフロー水が直接排水できる構造であること。

## (2) 附帯施設等の基準

ア 利用者の遵守事項を表示した掲示板が見やすい場所に設置されていること。

イ 貯水槽全体が監視できる適正な位置に監視設備が設けられていること。

ウ 最大利用者見込数に応じた適切な数の救命器具、救急薬品等が備えられていること。

エ 次の要件を満たす更衣室が設置されていること。

(ア) 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。

(イ) 最大利用者見込数に応じた十分な広さを有していること。

(ウ) 利用者の貴重品及び衣類等を安全に保管できる設備が設けられていること。

(エ) ほこりがたまりにくく、清掃が容易にできる構造であること。

(オ) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。

(カ) 十分な通気性を有する構造であること。

オ シャワー設備等の洗浄設備が、更衣室及び便所から貯水槽に至る途中等水泳しようとする者が効果的に身体を洗浄できる適正な位置に設けられ、その設備が排水の容易な構造であり、その設備からの排水が貯水槽内の水として再利用できない構造であること。

カ 次の要件を満たす便所が設置されていること。

(ア) 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。

(イ) 床は、不浸透性材料で作られていること。

(ウ) 最大利用者見込数に応じた適切な数の便器が設けられていること。

(エ) 便器は、水洗式の構造であること。

(オ) 流水式手洗設備が設けられていること。

(カ) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。

キ 最大利用者見込数に応じた適切な数の洗面設備、洗眼設備、水飲み場及び水泳後に使用するシャワー設備が設けられ、それぞれの設備は、飲用に適する水を十分に供給できるものであること。

ク 屋内のプール又は夜間使用する屋外のプールにあつては、貯水槽の水面及びプールサイドの床面において、照度を100ルクス以上に保つ照明設備が設けられていること。

ケ 屋内のプールにあつては、十分な能力を有する換気設備が設けられ、その吸気口及び排気口の位置については、周辺的生活環境に配慮されていること。

コ 塩素剤その他の薬品を安全に保管できる薬品保管設備が設けられていること。

サ 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器が設置されていること。

シ 採暖室又は採暖槽を設置する場合には、次の要件を満たすものであること。

(ア) 衛生的かつ安全な管理及び使用ができる構造であること。

(イ) 原則として、貯水槽に近接し、独立した施設として別個に利用されることのない構造であること。

(ウ) 監視所から、採暖室にあつては内部が、採暖槽にあつては設備全体が見通せる構造であること。

ス 遊戯施設を設置する場合には、プールの利用に支障のない安全な構造設備であること。

セ 観覧席を設置する場合には、プール利用者用の出入口とその他の出入口とを区別するとともに、プールサイドとはさく等により区画されていること。

## 3 更衣休憩所の施設基準

(1) **海水浴場**又はその他の遊泳場の利用者の見やすい場所に遵守事項が表示されていること。

(2) 利用者の貴重品及び衣類等を安全に保管できる設備が設けられていること。

- (3) 次の要件を満たすシャワー設備その他適切な身体洗浄設備が設けられていること。
  - ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
  - イ 衛生的に安全な水を十分に供給できるものであること。
  - ウ 汚水が衛生的に処理できるような構造であること。
- (4) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器等が設置されていること。
- (5) 便所を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。
  - ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
  - イ 便槽は、不浸透性材料で作られ、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造であること。
  - ウ 流水式手洗設備が設けられていること。
- (6) 温浴施設を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。
  - ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
  - イ 温浴シャワー設備、湯栓又は入浴できない構造の貯湯設備のいずれかの設備が設けられ、当該設備が、衛生的に安全な湯水が十分に供給できるものであること。
  - ウ 洗い場は、不浸透性材料で作られ、汚水が衛生的に処理できるような構造であること。
- (7) 次の要件を満たす更衣室が設けられていること。
  - ア 男女が区画され、双方及び外部から見通されない構造であること。
  - イ 更衣を行うのに十分な広さを有していること。
  - ウ ほこりがたまりにくく、清掃が容易にできる構造であること。
  - エ 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。
  - オ 十分な通気性を有する構造であること。

追加〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成5年規則58号・12年43号・14年61号・18年131号・22年74号〕

## 別表第2（第5条関係）

### 1 海水浴場及びその他の遊泳場の管理運営の基準

- (1) 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次に掲げるとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。
  - ア 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者及び酒に酔っている者は、水浴し、又は遊泳しないこと。
  - イ 瓶、缶その他汚物をごみ容器等以外の所に捨てないこと。
  - ウ 遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、又は損壊しないこと。
  - エ 遊泳区域内においてボート等を使用しないこと。
  - オ もり、水中銃その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具を海水浴場又はその他の遊泳場内において使用し、又は遊泳区域内において携帯しないこと。
  - カ 海水浴場にあつては、喫煙専用区域以外の場所で喫煙しないこと。
  - キ 危険な行為をしないこと。
  - ク 危険水域の標旗のある水域内に入らないこと。
  - ケ 海水浴場又はその他の遊泳場の開場時間外及び海水浴場又はその他の遊泳場の設置者が水浴し、又は遊泳することが危険又は不相当と認めるときに水浴し、又は遊泳しないこと。
  - コ 他人の迷惑になる行為をしないこと。
  - サ その他公衆の衛生及び安全を損なうような行為をしないこと。
- (2) 遊泳区域及び附属地の区域の区画を標示する標旗、浮き等を常に正しい位置に保つこと。
- (3) 開場時間は、日の出から日没までの時間内において定めること。

- (4) **海水浴場**又はその他の遊泳場の状態が次のいずれかに該当し、水浴し、又は遊泳することが危険又は不適當であると認められるときは、**海水浴場**又はその他の遊泳場内に赤い標旗を掲げ、かつ、その旨を速やかに**海水浴場**又はその他の遊泳場の利用者に周知すること。
- ア 洪水又は津波のおそれがあるとき。
  - イ 波が異常に高いとき。
  - ウ 水温が異常に低下しているとき。
  - エ 潮の流れが異常に速いとき。
  - オ 廃油、汚物等が流入したとき。
- (5) 監視人の数は、**海水浴場**又はその他の遊泳場の面積及び最大利用者見込数に応じた適切なものとする。
- (6) 救護所に応急手当てのできる者を常置すること。
- (7) 事故の発生時における救急車の出動要請、医療機関との連絡等ができるようになっていること。
- (8) ごみその他の汚物及びガラス、石等の危険物をよく清掃し、**海水浴場**又はその他の遊泳場内に汚水を流入させないこと。
- (9) **海水浴場**にあつては、利用者の遵守事項を放送等により継続的に周知すること。
- (10) 喫煙専用区域を設ける**海水浴場**にあつては、当該喫煙専用区域内をよく清掃し、たばこの吸い殻を散乱させないこと。

## 2 プールの管理運営の基準

### (1) 管理運営の一般的基準

ア 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次のとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。

- (ア) 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、酒に酔っている者及び付添人のない幼児は、水泳しないこと。
- (イ) 貯水槽に入る前には、シャワー等でよく身体を洗うこと。
- (ウ) プールサイドには、土足で入場しないこと。
- (エ) 危険な行為をしないこと。
- (オ) 他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (カ) その他公衆の衛生及び安全を損なうような行為をしないこと。

イ プールを衛生的かつ安全に管理するため、プールごとに次の業務を行う管理責任者を置くこと。

- (ア) 監視人その他の関係者の業務を総括すること。
- (イ) 貯水槽等の水質管理を行うこと。
- (ウ) 施設内における疾病予防及び事故防止を図るとともに、事故等発生時の救護対策を立てること。
- (エ) 管理日誌を作成し、気温、利用時間、室温、水温、水質検査の結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる業務のうち改善が必要と認められるものがある場合には、その旨を設置者に連絡すること。

ウ 監視人の数は、貯水槽全体が監視できる適切なものとする。

エ 利用者の数は、プールの規模に見合った数とし、施設内の衛生及び安全が損なわれるおそれがあると認められる場合には、利用の制限等必要な措置を採ること。

オ 施設内における業務の内容、疾病予防及び事故防止の対策並びに事故発生時の連絡先及び救助者の搬送方法等の手順について定め、並びに監視人その他の関係者にその周知徹底のための研修その他必要な措置を採ること。

## (2) 貯水槽の水の管理の基準

ア プールの使用開始後1週間以内に1回及びその後毎月1回以上定期的に水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌についての水質検査を実施するとともに、毎日午前中1回以上及び午後2回以上定期的に遊離残留塩素濃度（二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度をいう。カにおいて同じ。）についての水質検査を実施すること。

イ 水を常にあふれさせ浮遊物を除去するとともに、随時換水すること。

ウ 貯水槽の新規補給水量及び循環水量を常に把握すること。

エ 塩素、塩素剤等により常に消毒すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

オ 水質が次の基準に適合するよう措置すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(ア) 水素イオン濃度は、PH値5.8以上8.6以下であること。

(イ) 濁度は、2度以下であること。

(ウ) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l以下であること。

(エ) 大腸菌は、検出されないこと。

(オ) 一般細菌は、200CFU/ml以下であること。

(カ) 塩素濃度は、次の要件を満たすこと。

a 塩素消毒を行う場合には、遊離残留塩素濃度は、0.4mg/l以上であること。

b 二酸化塩素による消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/l以上0.4mg/l以下で、亜塩素酸濃度は1.2mg/l以下であること。

カ 遊離残留塩素濃度は、貯水槽内で均一となるように維持すること。

キ 水温は、原則として摂氏22度以上とし、均一となるように維持すること。

## (3) 施設の管理の基準

ア 常に清潔で、使用に適する状態を維持すること。

イ 足洗い槽を設けた場合には、その槽の槽内の水は、随時入れ替えて清浄に保ち、かつ、塩素剤により消毒すること。

ウ 年間を通じて使用するプールは、日常の清掃及び設備の点検を随時行い、必要に応じて水抜き清掃及び設備の整備をすること。

エ 期間を定めて使用するプールは、使用の開始前に水抜き清掃及びその設備の点検を行い、必要に応じて設備の整備をし、並びに使用の開始後に日常の清掃及び設備の点検を随時行い、必要に応じて水抜き清掃及び設備の整備をすること。

オ プールサイド、更衣室、便所その他利用者が利用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随時点検を行うこと。

カ 浄化設備のろ材は、適宜洗浄又は交換を行い、浄化設備は、原則として1日中運転すること。夜間等に運転を停止する場合には、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌についての水質検査を適宜行い、浄化設備運転停止後の水質の状況変化を把握し、必要に応じて適切な措置を採ること。

キ 消毒設備は、少なくともプールの使用開始の1時間前から運転を開始し、使用中は運転を停止しないこと。

- ク 貯水槽の循環系統及び排水設備は、随時清掃し、常に清潔にすること。
- ケ 採暖室を設置する場合には、採暖室内の清掃を1日1回以上行うこと。
- コ 採暖槽を設置する場合には、採暖槽及びその設備の水の入替え、清掃、消毒等を随時行い、必要に応じて適切な措置を採ること。
- サ 採暖槽内の水は、レジオネラ属菌についての水質検査を1年1回以上行い、レジオネラ属菌が10CFU/100ml未満であることを確認すること。
- シ ねずみ、昆虫等の防除を定期的実施すること。
- ス 吸い込みを防止するための金網、鉄格子、金具等は、貯水槽の水を抜いた状態での点検を1年に1回以上行い、及び破損等がないことを常時点検し、破損等を確認した場合には、必要に応じて交換する等の適切な措置を採ること。

### 3 更衣休憩所の管理運営の基準

- (1) 更衣休憩所に表示する海水浴場又はその他の遊泳場の利用者の遵守事項は、1の項(1)アからサまでに掲げる事項とし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。
- (2) 施設内の整理整とんに注意し、かつ、毎日1回以上清掃し、常に清潔な状態を維持すること。
- (3) シャワー設備等の廃水及び廃棄物は、適切に処理すること。  
追加〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成5年規則58号・14年61号・18年131号・20年51号・22年74号〕

**W第1号様式** (第2条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

## 海水浴場（その他の遊泳場・更衣休憩所）設置許可申請書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所

(法人の場合は、所在地、  
名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

次のとおり海水浴場（その他の遊泳場・更衣休憩所）を設置したいので、神奈川県海水浴場等に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

種 別	海水浴場・その他の遊泳場・更衣休憩所
名 称	
設 置 場 所	(電話番号 )
開設期間及び開場 時 間	月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
施設を管理している者の住所及び氏名	

## 添付書類

- 1 海水浴場又はその他の遊泳場については、施設を設置する土地の使用についての権原を有することを証明する書類及び水面の使用についての利害関係者の同意書並びに海水浴場又はその他の遊泳場の区域及び当該区域に設置される遊泳区域等の配置を示した図面並びに喫煙専用区域を設ける海水浴場にあつては、海水浴場喫煙専用区域設置報告書
- 2 更衣休憩所については、施設を設置する土地の使用についての権原を有することを証明する書類並びに施設の平面図及び設備の配置図

手数料徴収欄（この欄には、記入しないでください。）

(裏)

付近見取図
施設の概要（別紙のとおり）

別紙

施 設 の 概 要

1 海水浴場又はその他の遊泳場関係

規 模	附属地（砂浜）	間口	m・奥行き	m・面積	m <sup>2</sup>	
	遊 泳 区 域	間口	m・奥行き	m・水深	m	
	ボート等専用出入区域	箇所	間 口		m	
施 設 等	危 険 水 域	有（ 箇所） ・ 無				
	掲 示 板	箇所	ボート等専用出入区域の表示	掲示板・標旗・その他	（ ）	
	遊泳区域の区画	標旗・浮き・ロープ（間隔 m・色 ）				
	附属地（砂浜）の区域の区画	標旗・杭・看板・その他（ ）				
	管 理 事 務 所	箇所・	m <sup>2</sup>	救護所	箇所・ m <sup>2</sup>	
	案 内 所	独立・管理事務所を兼ねる（ 箇所・ m <sup>2</sup> ）				
	監 視 所	箇所・	m <sup>2</sup> ・高さ	m	監視塔	基・高さ m
	監 視 船	隻（うち救命ボートを兼ねるもの 隻）				
	放 送 設 備	箇所・スピーカー 個（携帯マイク 個）				
	シャワー設備	箇所・蛇口 個・男女別（有・無）				
		使 用 水	上水道・井戸水・その他（ ）			
	救 命 器 具 等	人工そ生器	個・救命浮き輪	個	救命ボート	隻・ロープ（有・無）その他（ ）
	監 視 人	人		救護人	人	
便 所		設置箇所	便槽の材質	大便器	小便器	流水式手洗設備
	男	箇所		個	個	個
	女	箇所		個		個
ごみ容器等	ごみ容器 個・その他（ ）					
医療機関との連絡先						

2 更衣休憩所関係

面 積								㎡
設	遵守事項の表示							箇所
	衣類等保管設備	棚・戸棚・ロッカー・その他（ ）						
	シャワー設備 (温浴施設)の 使用水	上水道・井戸水・その他（ ）						
	シャワー設備	箇所（男子用		箇所・女子用		箇所）		
	ごみ容器等	ごみ容器 個・その他（ ）						
備	便 所	有	男	設置箇所 箇所	便槽の材質	大便器 個	小便器 個	流水式 手洗設備 個
			女	箇所		個		個
		無						
	等	温 浴 施 設	有	男	温浴シャ ワー設備 箇所	湯 栓 箇所	貯湯設備 箇所	洗い場の材質
女				箇所	箇所	箇所		
無								
更 衣 室	箇所（男子用		箇所・女子用		箇所）			

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成6年規則115号・11年93号・12年43号・20年10号・22年74号・令和元年15号〕

第2号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

海水浴場喫煙専用区域設置報告書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所  
 (法人の場合は、所在地、  
 名称及び代表者の氏名)  
 氏 名  
 電話番号

次のとおり喫煙専用区域を設けるので、報告します。

喫煙専用区域の概要	設置場所	別添図面のとおり
	設置箇所数	箇所
	吸い殻容器の概要	別添資料のとおり
協議の概要	開催日時	年 月 日
	開催場所	
	相手方	<input type="checkbox"/> 市町村 市町村名( ) 部署名( ) <input type="checkbox"/> 海水浴場の利用者に対して役務を提供する者の組織する団体 団体名( )
	協議事項	(具体的に記載してください。)

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□に☑印を記入してください。
  - 2 喫煙専用区域の設置場所、吸い殻容器の設置場所、喫煙専用区域のおおよその面積及び容易に視認できるための措置の内容を記入した図面を添付してください。
  - 3 吸い殻容器の写真、図面その他の吸い殻容器の構造が分かる資料を添付してください。
  - 4 協議を終了したことを証する書類を添付してください。

追加〔平成22年規則74号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第3号様式 (第2条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

プ ー ル 設 置 許 可 申 請 書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所

(法人の場合は、所在地、  
名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

次のとおりプールを設置したいので、神奈川県海水浴場等に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

名 称	
設 置 場 所	(電話番号 )
開設期間及び開場時間	月 日～ 月 日 時 分～ 時 分
貯水槽の容積	m <sup>3</sup> ・ m <sup>3</sup>
使用水の種類	

添付書類

- 1 施設全体の平面図
- 2 貯水槽及びプールサイドの平面図及び断面図
- 3 給水設備、排水設備並びに貯水槽内の水の消毒設備及び浄化設備の系統図

手数料徴収欄 (この欄には、記入しないでください。)

備考 貯水槽の容積については、貯水槽が二つ以上あるプールにあつては、それぞれの容積を記入してください。

(裏)

付近見取図
施設の概要 (別紙のとおり)

## 施 設 の 概 要

管理責任者の住所及び氏名				料 金	有料・無料		
監視人の数		人	水質検査の計画	月	回		
利用対象		一般・子供・その他( )	屋内・屋外の別	屋 内・屋 外			
貯水 水 槽 等	形 式	四角形・円形・飛び込み専用・その他( )					
	貯水槽等の材質	貯 水 槽	コンクリート・タイル・その他( )				
		プールサイド及び通路	コンクリート・タイル・その他( )				
	水深の明示	箇所					
	給 水 方 法	落とし・込み式	換 水 方 法	オーバーフロー式・循環式			
	貯水槽専用水量水器等	箇所	排水口等の設備	金網・鉄格子・金具・その他( )			
	消 毒 設 備						
	消 毒 薬		薬品保管設備	有 ・ 無			
	貯水槽内の水の浄化設備	ろ過機(砂状ろ過機・けい藻土ろ過機・カートリッジろ過機)					
		循環量	m <sup>3</sup> /h	貯水槽への水の注入口数	口		
オーバーフロー水	再利用(有・無)	浄化設備(別系統・貯水槽と共用)					
附帯 施 設 等	監視設備	監視台(台・その他( ))	救命器具				
	更衣室	男	m <sup>2</sup> ロッカー 個	女	m <sup>2</sup> ロッカー 個		
	採暖室	有( m <sup>2</sup> )・無	採 暖 槽	有( 箇所)・無			
	遊戯施設	有( m <sup>2</sup> )・無	観 覧 席	有( 席)・無			
	足洗い場	箇所		腰 洗 い 槽	箇所		
	シャワー設備	水泳前使用 箇所		水泳後使用 箇所			
	便 所		設置箇所	床の材質	大便器	小便器	流水式手洗設備
		男	箇所		個	個	個
		女	箇所		個		個
	洗面設備	箇所		洗 眼 設 備	箇所		
水飲み場	箇所		清 掃 用 水 栓	箇所			
照明設備	有・無	換 気 設 備	有(空調・換気扇)・無				
ごみ容器	個						

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成5年規則58号・6年115号・11年93号・12年43号・18年131号・20年10号・22年74号・令和元年15号〕

第4号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

海水浴場等設置許可事項等変更届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所

(法人の場合は、所在地、  
名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

次のとおり変更したので、神奈川県海水浴場等に関する条例第11条の規定により届け  
出ます。

1 海水浴場等の種別 (海水浴場、その他の遊泳場、プール、更衣休憩所)

2 名 称

3 設置場所 (電話番号 )

4 変更事項

旧

新

5 変更年月日 年 月 日

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93  
号・12年43号・20年10号・22年74号・令和元年15号〕

**W第5号様式** (第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

海水浴場等休業 (再開・廃業) 届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

住 所

(法人の場合は、所在地、  
名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

次のとおり休業 (再開、廃業) したいので、神奈川県海水浴場等に関する条例第14条  
第1項の規定により届け出ます。

1 海水浴場等の種別 (海水浴場、その他の遊泳場、プール、更衣休憩所)

2 名 称

3 設置場所 (電話番号 )

4 休業 (再開、廃業) の年月日 年 月 日

全部改正〔平成元年規則10号〕、一部改正〔平成6年規則115号・7年58号・11年93号・12年43号・20年10号・22年74号・令和元年15号〕

**W第6号様式**（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

プールの設置許可承継届

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

届出者 住 所（法人の場合は、所在地、）  
氏 名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおりプールの設置者の地位を相続（合併、分割）により承継したので、神奈川県海水浴場等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。

プールの名称及び設置場所	
許可番号及び許可年月日	
被相続人の氏名及び住所並びに届出者の被相続人との続き柄  〔合併により消滅した法人又は分割をした法人の名称、所在地及び代表者の氏名〕	
相続開始の年月日 （合併又は分割の年月日）	

全部改正〔平成12年規則43号〕、一部改正〔平成13年規則50号・20年10号・22年74号・令和元年15号〕

**W第7号様式**（第8条関係）（用紙 縦8センチメートル 横12センチメートル）

(表)

<p>写 真</p> <p>は り 付 け</p>	第 号
	所属 氏名
	神奈川県海水浴場等に関する条例第17条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明します。
	年 月 日 (1年間有効)
	神奈川県 保健福祉事務所長印

(裏)

<p>神奈川県海水浴場等に関する条例（抜粋） （立入検査等）</p> <p>第17条 知事は、必要があると認めるときは、設置者その他関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして海水浴場等に立ち入らせ、施設の管理及び運営の状況その他必要な物件を検査させること</p>	<p>ができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	---

全部改正〔昭和38年規則113号〕、一部改正〔昭和42年規則71号・43年58号・55年46号・56年42号・平成元年10号・12年43号・18年131号・20年10号・22年74号〕

○安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例

平成26年3月3日

逗子市条例第6号

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成20年逗子市条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、海岸区域に近接して住宅が密集する逗子海岸の地域的な特性に鑑み、逗子海水浴場における事業者、利用者及び市の責務を明らかにすることにより、安全で快適な逗子海水浴場の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 逗子海岸 逗子市新宿1丁目から同5丁目に至る区域の海岸及び隣接地で、規則で定める範囲をいう。
- （2） 逗子海水浴場 市が神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）第9条第1項の規定による許可を受けて、逗子海岸に設置する海水浴場をいう。
- （3） 事業者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸において海の家等の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- （4） 利用者 逗子海水浴場開設期間中の逗子海岸を利用する団体又は個人であつて、事業者以外の者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、安全で快適な逗子海水浴場の確保のため、関係機関及び関係団体との協力体制の確立、逗子海岸の利用及び逗子海水浴場の運営に関して定めたルール（以下「ルール」という。）の周知徹底並びに事業者に対する意識の啓発に努め、逗子海水浴場を良好な状態において管理し、設置目的に応じた運営をしなければならない。

2 市は、ルールの策定及び改訂に当たっては、関係機関、関係団体及び市民との協議の場を設け、その意見を尊重し、ルールに反映することに努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、安全で快適な逗子海水浴場の確保及び近隣住民の生活環境の保全の

ため、ルールを遵守するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令に別の定めのあるもののほか、逗子海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせること。

(2) その他市長が規則で定める行為

(利用者の責務)

第5条 利用者は、他の利用者の妨げとならないよう配慮して逗子海岸を利用するとともに、逗子海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、ルールを遵守しなければならない。

2 利用者は、法令に別の定めのあるもののほか、逗子海岸において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) たき火をし、又は火気を使用する調理器具を使用すること。(ただし、規則で定める場所は除く。)

(2) 飲酒すること。(ただし、事業者が海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項の許可を受けて占有している場所を除く。)

(3) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の逗子海岸の利用を妨げること。

(4) 拡声機又は拡声装置(マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう。)を使用して音又は音声を流すこと。(ただし、規則で定める目的で使用する場合は、この限りでない。)

(5) その他市長が規則で定める行為

(指導、勧告等)

第6条 市長は、第4条の規定に違反した事業者及び前条の規定に違反した利用者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、是正のための

必要な措置を講じなければならない。

- 3 市長は、利用者が第1項の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該違反に係る行為の中止その他の必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、海水浴場開設期間、海の家営業時間等必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則

平成26年 3 月 3 日

逗子市規則第 3 号

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則（平成25年逗子市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平成26年逗子市条例第 6 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（海水浴場開設期間）

第 2 条 海水浴場開設期間は、6 月下旬から 9 月上旬までの間で市長が定める。

（海の家営業時間）

第 3 条 海を家の営業時間は、午後 8 時までとする。ただし、市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海を家の営業時間は、午後 6 時30分までとする。

（平29規則20・全改、令 7 規則20・一部改正）

（逗子海岸の範囲）

第 4 条 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める逗子海岸の範囲は、別図のとおりとする。

（楽器等の使用）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める行為は、楽器、拡声機又は拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう。）を使用して音又は音声を流すこととする。

（たき火等ができる場所）

第 6 条 条例第 5 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める場所は、別図の範囲内において、事業者が海岸法（昭和31年法律第101号）第 7 条第 1 項の許可を受けて占有している場所とする。

（拡声機等の使用）

第 7 条 条例第 5 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 公用又は公共用のためのもの。
- (2) 市民の福祉の増進に寄与するものであり、公益かつ公序良俗に反するものでないもので、市長が認めるもの。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平27規則27・旧附則・一部改正、平28規則37・旧第1項・一部改正、令6規則20・旧附則・一部改正)

(海の家の営業時間の特例)

2 第3条本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合の海の家の営業時間は、午後9時までとすることができる。

(1) 令和7年8月1日から同月17日までの期間

(2) 逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベントが午後7時以降まで開催されることが見込まれる日

(令7規則20・全改)

(海の家の営業時間の特例の中止)

3 前項の海の家の営業時間は、地域住民の生活環境に著しい影響が生じていることその他の状況により、必要があると市長が判断したときは、中止することができる。

(令6規則20・追加)

4 市長は、前項の規定により中止をするときは、その旨を告示しなければならない。

(令6規則20・追加)

附 則 (平成27年5月25日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年7月31日規則第34号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月22日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年5月12日規則第20号)

この規則は、平成29年5月12日から施行する。

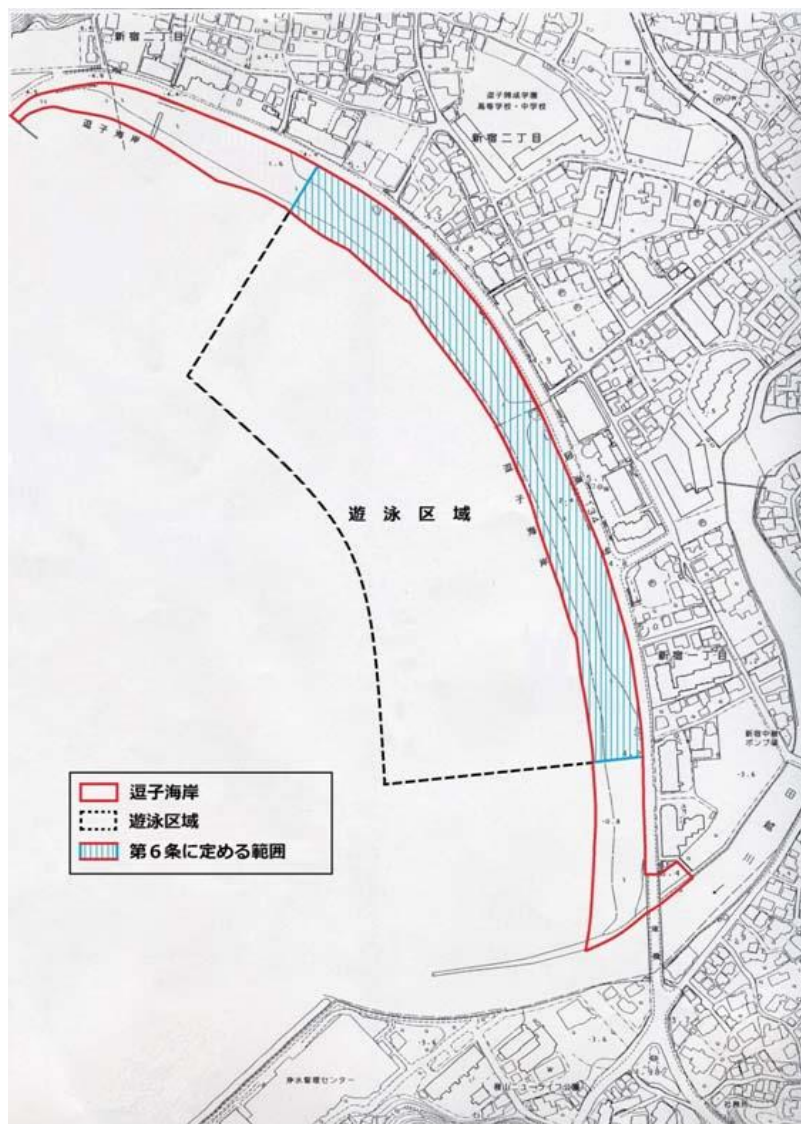
附 則（令和6年6月21日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月24日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

別図



2025 年度（令和 7 年度）

# 逗子海水浴場事業者・利用者ルール

2025 年（令和 7 年）5 月

逗子市

# 目 次

	ページ
I 基本事項	・・・ 1
II 建築期間及び解体期間	・・・ 3
III 海水浴場の開設	・・・ 5
IV 海の家営業に関するルール	・・・ 6
V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務	・・・ 11
VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール	・・・ 15
VII 関係機関連絡先	・・・ 17
VIII 参考資料	・・・ 17

## I 基本事項

### 1 目的

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例(以下「条例」という。)第3条、及び神奈川県作成の海水浴場ルールに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づく「逗子海水浴場の運営に関する検討会」(以下「検討会」という。)での協議を経て、公共的性格を十分留意し、安全で快適な海水浴場を維持することを前提としたうえで、にぎわい・魅力も創出することを目的とする。

### 2 協議関係者 逗子海水浴場の運営に関する検討会

### 3 海岸占用・海水浴場開設期間等

#### (1) 海水浴場開設期間

令和7年6月27日(金)から8月31日(日)まで 66日間  
開場時間は9時から17時まで

(2) 占用期間 令和7年5月26日(月)から9月21日(日)まで

(3) 建築期間 令和7年5月26日(月)から6月26日(木)まで

(4) 解体期間 令和7年9月1日(月)から9月19日(金)まで

**※必ず建築期間内に内装を除いた工事を終了する。ただし、内装工事であっても大規模な資材の運搬を伴うものは不可とする。**

**また、解体工事は全ての解体作業を原則として9月15日(月)までに終了する。**

※公共の海岸を利用することを踏まえ、排水など環境に対しての配慮を最大限行う。

### 4 逗子海水浴場事業者・利用者ルール遵守について

市や逗子海岸営業協同組合(以下「組合」という。)だけでなく、検討会メンバーや市民など**多くの人**が常に海水浴場を注意深く見守っていることが重要。

逗子海水浴場事業者・利用者ルール(以下「ルール」という。)違反を出さないために、組合員及び海の家に対してルールの周知・徹底を重視する。

ルールの周知については、市や組合、検討会メンバーなどの関係各所の連携のもと進める。海水浴場への道中やホームページ等での事前周知を行い、特に砂浜での飲酒については、酒類の持ち込みをさせないために近隣商店や海水浴場入口での周知を行う。

ルール違反が発生した場合は、10~11ページの体制に基づき対応する。

### 5 組合内におけるルール等の周知徹底について

組合が全員で一丸となってルールを認識、遵守して、違反を防ぐためには、ルールの周知徹底が重要となるので、次の取り組みを行う。

- ① 海の家の出店受付時にルールを周知し、誓約書にはそれを遵守すること及び場合によっては海岸組合定款により除名処分となること等を記載する。
- ② 建築・解体期間についても、各店との連携、コミュニケーションをとり、各店舗へ組合理事が直接説明を行っていく。また、海岸中央入り口に海の家工事関係者向けの分かり易い注意看板を設置し、ルール周知と安全確保を行う。
- ③ 飲酒の際には節度を保つことを前提とし、泥酔者は出さないことを海岸組合が宣言し、店頭に掲示する。また、条例により海の家以外では飲酒出来ないことの周知及び飲酒後の遊泳の危険性を啓発する看板を作成し、設置する。
- ④ 飲酒後に水上オートバイを操縦することの危険性を啓発するため、水上オートバイ

操縦者への酒類提供を行わない旨を記載した掲示物を設置する。

- ⑤ 店内に従業員向けの分かり易いルールを掲示し、アルバイト等の末端従業員にまでルールが周知できるようにする。
- ⑥ 店舗の責任者等を分かり易くするために、海の家屋号・営業種目・組合員・店長の名前を記載した出店者証を、店の敷地外から見てもわかるよう掲示する。また、組合員の顔写真一覧を事務所に配置する。
- ⑦ 水着で街中を歩かないように呼び掛ける看板を砂浜各入り口に設置し、また海岸組合が毎年発行しているチラシに条例に関する項目を記載する。
- ⑧ 通報受付窓口の連絡先を記載した掲示物を設置する。

## Ⅱ 建築期間及び解体期間

- 1 建築期間 令和7年5月26日(月)から6月26日(木)まで  
解体期間 令和7年9月1日(月)から9月19日(金)まで  
海岸への車両乗り入れ時間 7時から20時まで

### 2 海の家関係者及びすべての工事関係者の注意事項

#### (1) 共通事項

- ①建築期間及び解体期間の海岸利用は、建設・解体工事作業に限る。レジャー（バーベキュー、マリンスポーツ等）は禁止する。
- ②建築期間及び解体期間には、海の家関係者及びすべての工事関係者の目に付きやすい場所にルールを掲示する。
- ③建築期間及び解体期間においても、事業者のルール違反に対する処分は海水浴場開設期間中の扱いと同様とする。
- ④自然災害等により、やむを得ず建築期間又は解体期間、車両乗り入れ時間を延長する必要がある場合には、組合と市で協議し、その結果を周知する。
- ⑤海を家の建築・解体の際の工事に伴う騒音については、近隣住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用する等、配慮する。

#### (2) 車の乗り入れ、搬入・搬出に関する事項

- ①**必ず建築期間内に内装を除いた工事を終了する。ただし、内装工事であっても大規模な資材の運搬を伴うものは不可とする。**  
**また、解体工事は全ての解体作業を原則として9月15日(月)までに終了する。**  
期間外の工事車両の進入はできない。
- ②海岸へ車を乗り入れる際には、国道134号地下通路を使用し、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した海岸組合発行の海の家関係許可車両証（下記参照）を車両に表示する。車両証がない車両は進入できない。

令和 7 年 月 日付 神奈川県横須賀土木事務所許可済 神奈川県指令須土第 号			
<b>令和7年度</b>			
<b>海の家関係許可車両証</b>			
屋号	○	○	○
連絡先	○○○-○○○-○○○○		
乗入可能時間			
5月	日～6月	日	7時～20時
6月	日～8月	日	5時～8時30分、18時30分～21時
9月	日～9月	日	7時～20時
令和	年	月	日
逗子海岸営業協同組合 印		046-871-3850	

- ③海岸へ乗り入れできる車は、海の家工事関係車両のみとする。工事関係車両は工事現場に駐車し、必要最低限の台数とする。
- ④一般車両の進入防止のため、**毎回の出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底する。**
- ⑤国道134号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しない。
- ⑥海岸入口では一時停止し安全確認する。海岸に車を乗り入れる際は、周囲の安全確保、誘導を行い、十分周囲に注意し徐行して安全運転に努める。海の家関係者同士で積極

的に声掛けを行い、事故防止に努める。

- ⑦国道 134 号線より資材の搬入搬出を行う際には、警察による道路の許可を取るとともに許可時間内に作業を行い、渋滞や騒音等のトラブルを発生させないようにする。
- ⑧土・日・祝日は海岸利用者が多いことが予想されるため、海岸入口に警備員等を配置し、安全管理に努める。

### (3) 砂浜での注意事項

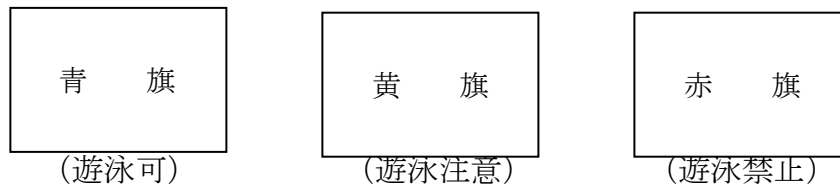
- ①砂浜では廃材等を埋める、燃やす、海岸のごみ箱へ捨てる等の行為を絶対にしない。
- ②砂の中に埋設した物（杭や浸透ます等）は掘り起こしてすべて撤去し、また、釘や針金等放置すると危険なものは注意して回収し、砂浜にはできるかぎり残さない。砂中に隠れているねじや釘は、磁石等で回収する。
- ③クレーンにより作業する場合は、警備員を配置し事故にならないよう周囲に対し細心の注意を払い、海岸利用者が危険を感じる事のないようにする。ただし、車両積載型トラッククレーン（いわゆる「ユニック」）により作業する場合は、警備員を要しない。
- ④建築・解体工事期間中は、建築資材・廃材を占用区域外には置かない。やむを得ず占用区域外に置かざるを得ない場合には、他の海岸利用者の通行等の妨げにならないよう、必要最低限にとどめる。
- ⑤台風等の荒天に備え、安全対策や器材等の散乱対策に万全を期す。
- ⑥占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

### Ⅲ 海水浴場の開設

- 1 海水浴場開設期間 令和7年6月27日（金）から8月31日（日）まで 66日間
- 2 開場時間 9時から17時まで  
（ライフガードによる監視時間）

- 3 海水浴客の安全・事故防止について  
海水浴場での事故を防ぐため、次のことを行う。

①開場時間中、海岸東・中央・西の3カ所に次のいずれかの標旗を掲げる。



- ②遊泳区域をロープ、ブイで区画し、砂浜には注意看板を設置する。
- ③開場時間中の海水浴場区域内へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンダードアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みを禁止する。なお、監視員が使用する救難活動用の水上オートバイ、レスキューボードについては除外する。
  - ・ゴム製のボートは乗り入れ可とするが、オールの使用は禁止する。
  - ・ボディボードについては、長さが1.2mを超えないもの及びプラスチック等の硬い部分がないもののみ使用可能とする。また、足ひれとの併用は禁止する。
  - ・スキムボードの使用は禁止する。
  - ・これに類した行為（遊泳区域区画ロープへの係留等）も、危険防止のため禁止する。
- ④監視船による海水浴場の監視活動は水上オートバイで行うため、監視所前に幅約7メートルの監視船専用通路を設置する。
- ⑤地震、津波対策の避難案内ポスターを作成し、各海の家に配布する。
- ⑥開場時間中、海水浴場区域内には安全衛生と危険防止のため、犬等の動物の持ち込みを禁止する（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）。ただし、ケージに入れて持ち込む場合又は休場中はこの限りではない。
- ⑦海水浴客に対し、次の放送を適宜行う。
  - ・海水浴客への注意事項
  - ・迷子の呼出し
  - ・その他必要がある場合※上記の安全・事故防止等に関する放送を妨げない範囲において、海水浴場活性化や観光情報等に関する放送を行うことができる。

- 4 海水浴場マナーアップ警備について  
条例及び安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の遵守、県海水浴場条例に基づくたばこの注意等を行うため、市が警備会社に委託してマナーアップ警備を実施する。

**警備期間：6月27日（金）から8月31日（日）まで**

**警備時間：原則9時から21時まで**

また、検討会メンバー、市、市委託のマナーアップ警備員等が実施するパトロール及び合同パトロールについて、市は計画し、調整を行う。

## IV 海の家営業に関するルール

すべての事項について、逗子海岸営業協同組合員は必ず理解し、従業員にも周知徹底させて、ファミリー客に配慮するよう努める。

全従業員にルールが徹底されるよう、わかりやすくルールを記載したものを、従業員の目に付く場所に掲示して、組合としてもルールの順守状況を確認する。

### 1 営業に関する注意事項及びルール

(1) 営業期間 海水浴場開設期間と同じ

(2) 営業時間

#### ①原則

閉店時間 20時00分

※市長が条例、規則及び逗子海水浴場事業者・利用者ルールを遵守していないと認める海の家は、18時30分までとする。(イエローカードが11ページに記載のとおり発行された場合など)

閉店60分前には、利用者に閉店時間を周知するとともに、閉店時、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるようにすること。ラストオーダーについては閉店後に利用者が残らないように配慮した時間帯を各海の家で決定し、利用者に向けて周知及び店内へ案内掲示等を行うこと。また、閉店後の従業員の活動は、後片付けや食事など必要最小限にとどめる。

#### ②試行実施

ア 閉店時間 21時00分(20時00分以降は海を家のBGMを流さない)

イ 試行期間 ・令和7年8月1日(金)から8月17日(日)まで  
・逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベントが19時以降まで開催される見込みのある日

ウ 目的

- ・日中の暑さを避けて、夕涼みのニーズが高まっていることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、より多くの市民に海水浴場に親んでもらい、魅力を高めていく方策となり得るかを検証するため。
- ・南海トラフ地震臨時情報の影響や地域住民への周知不足の指摘もあり、十分な検証ができていないことを踏まえ、取組を継続し、検証する。

エ マナーアップ警備

- ・試行期間中、組合は21時00分から22時00分までの間、警備員を配置し、市職員と協力して、海岸及び近隣の街中のマナーアップ警備を実施すること。ただし、荒天等により21時00分まで営業しない場合は除く。

オ 試行の中止

- ・試行期間中の20時00分から21時00分までの間、V.3の違反行為に対する処分(11~12ページ)が行われた場合は、直ちに試行実施を中止する。
- ・試行期間中に閉店時間を21時00分にしたことにより、地域住民の生活環境に大きな影響が出ているなど、試行実施を継続できないと総合的に市が判断した場合は、直ちに試行実施を中止する。

(3) クラブ化の禁止

クラブ化の形態による営業を禁止する。「クラブ化」の定義については、ガイドラインによるものとする。

(4) ライブハウスの禁止

ライブハウスの形態による営業を禁止する。

(5) イベントの禁止

音楽イベント及び不特定多数の観客を集める目的で行うイベントは原則禁止とする。ただし、次の場合はこの限りではない。

①結婚パーティーにおける音楽演奏(BGMを含む)及び団体利用時におけるマイクの使用は、開催の2週間前までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市が許可した場合。

②試行的イベント

次の目的に合致し、全ての条件を満たした場合。なお、実施にあたっては、検証に必要な音楽及び音楽以外のイベント双方を行うものとし、実施回数は、必要最小限とする。また、同時時間帯のイベントは1つとし、音楽イベントに限っては1日に実施するイベント回数は、1回までとする。

ア 目的

- ・安心安全な海水浴場を維持できているものの、来場者が減少している課題があることから、地域住民の生活環境や海水浴場内の風紀を維持しつつ、ファミリービーチにふさわしいのほどのようなイベントかを検証するため。
- ・昨年度行われた試行的イベントは、実施ジャンルに偏りがあり、どのようなイベントが風紀を維持し、ファミリービーチとしての魅力を高める方策となり得るか十分な検証ができていないことから、様々なジャンルを実施・検証する必要があるため取組を継続する。

イ 条件

【共通事項】

- ・ファミリービーチとしての魅力を高めることを目的としたイベントであること。
- ・海岸組合と海の家が共催で開催し、海岸組合の管理のもと行うこと。
- ・実施時間は9時00分から19時00分までの間とすること。
- ・イベントの開催を予定している海の家は、開催月の前月10日までに海岸組合を経由して市に申請をし、市及び海岸組合が内容を確認した上で市の許可を得ること。
- ・イベントを実施する海の家は、市及び海岸組合からの指導に従うこと。

【音楽イベントに関する特記事項】

- ・音楽イベントは観客が着席して鑑賞する弾き語り形式を基本とすること。
- ・音楽イベントの申請があった際、市は関係機関に送付し、イベントを実施する海の家は関係機関からの指導に従うこと。
- ・観客に発声やダンスを求めて盛り上げようとするなど、おおるような行為は厳に慎むこと。
- ・マイクや機材等の音量は地域住民に最大限配慮し、イベント中であっても海岸組合及び市の指導に従うこと。

ウ イベントの中止

- ・イベント実施時にV. 3の違反行為に対する処分(11～12ページ)が行われ

た場合や、市及び海岸組合の指導に従わなかった場合は、当該イベントを中止する。

※イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。

(6) 騒音対策

- ①海の家の中に出力をしぼった重低音を発生させないスピーカーを設置して、BGMを流すことについて、市長が特別の理由があると認めた場合とみなし、許可する。
- ②海の家は、海水浴場利用者・海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
- ③組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー以外の音響機器の使用は認めない。組合主催の説明会に参加し、指定のスピーカーを使用する場合に限り、BGMを流すことができる。スピーカーについては組合指定の位置・向きに限定する。

(7) 反社会的勢力の排除の徹底

- ①組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。
- ②組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(8) 風紀上の対策

- ①海の家の従業員は、刺青、タトゥー等の露出はしない。(条例第4条)
- ②酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明書等により年齢を確認したうえで販売する。
- ③店舗内でのアルコール類の提供にあたり、泥酔者を発生させないよう努め、また泥酔者にはアルコール類の提供を行わない。
- ④提供したアルコール類は店舗内から砂浜へ持ち出さないよう注意喚起をする。
- ⑤飲酒をした客に、遊泳しないようにポスターや声かけ等の注意喚起をする。
- ⑥飲酒後に水上オートバイを操縦することによる事故防止のため、水上オートバイ操縦者への酒類提供を行わない。また、その旨を記載した掲示物を設置し、声かけ等の注意喚起をする。
- ⑦店舗内で他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出しないよう客に注意喚起をする。客が明らかに注意を聞き入れない等、店舗側において対応が困難な場合は、マナーアップ警備員に通報する。
- ⑧店舗内において、大声で騒ぐ、威嚇、若しくは喧嘩等のトラブル等の発生を未然に防止するよう努める。店舗側において対応が困難な場合は、速やかに警察に通報する。
- ⑨強引な客引きは行わない。

⑩店舗内及び店舗周辺での違法薬物の使用について、徹底した防止に努める。

(9) ごみの処理及び清掃

- ①海の家は、自身の店の前から波打ち際までの砂浜を毎日清掃する。
- ②組合は、海を家の営業に伴い発生するごみについて、ごみ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。
- ③組合は、台風などの荒天時に、大量のごみや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかにごみ収集業者に連絡し、処理を行う。
- ④ビーチクリーンに積極的に参加し、逗子海水浴場の美化に努める。
- ⑤海岸に設置したごみ箱へは、海の家から出た事業系のごみを絶対に入れない。建設・解体時も同様とする。

(10) 適切な排水等の処理

- ①海の家は、排水を浸透ますで処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。
- ②海の家は、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(11) 災害・荒天時の対応

- ①海の家は、地震等の災害発生に備え、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「逗子市津波ハザードマップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。
- ②避難場所や避難誘導の手順について、市やライフセーバー等の関係者との連携を図る。
- ③台風等の荒天に備え、安全対策や器材等の散乱対策に万全を期す。特に平均風速20m/s以上が予想される場合にはテラス席の備品を全て撤去する。

(12) 苦情対応等

- ①組合及び海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には、丁寧に対応する。
- ②海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の調整を図る。
- ③組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(13) 占用許可区域以外の土地利用

- ①海の家は、海を家の運営に係るサマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。特に、飲食の提供としてバーベキューに関する営業を行う海の家は、占用許可区域外を絶対に利用しない。
- ②ビーチパラソルについては、通路確保のために通路に沿って2本までは事前展開できるが、それ以外は利用客が求めてから外に出すようにし、事前展開をしない。

(14) 関係法令等の遵守

組合及び海の家は、占用許可や営業許可のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例等、関係法令の遵守を徹底する。

(15) その他

①家族が安心して楽しめる安全なファミリービーチを実現するために自主パトロールを行う。

②海水浴場区域内には、終日、水上オートバイを乗り入れることを禁止する。なお、救難活動用の水上オートバイについては除外する。

2 海水浴場開設期間中の車の乗り入れルール

(1) 荷物の積み下ろしに限り、海岸への車の乗り入れを認める。

(2) 海岸へ車を乗り入れる際には、海岸管理者（神奈川県横須賀土木事務所）の許可番号を記載した組合発行の海の家関係許可車両証を車両に表示する。許可車両証がない車両は進入できない。

(3) 国道 134 号地下通路付近には、海岸利用者の通行の妨げとなるため絶対に駐車しない。また、車両を乗り入れる際には海岸利用者の安全を最優先とし、最大限注意を払う。なお、夜間の駐車はできない。

**海岸への車両乗り入れ時間**

**5時から8時30分まで 及び 18時30分から21時まで**

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めたときは、この限りでない。

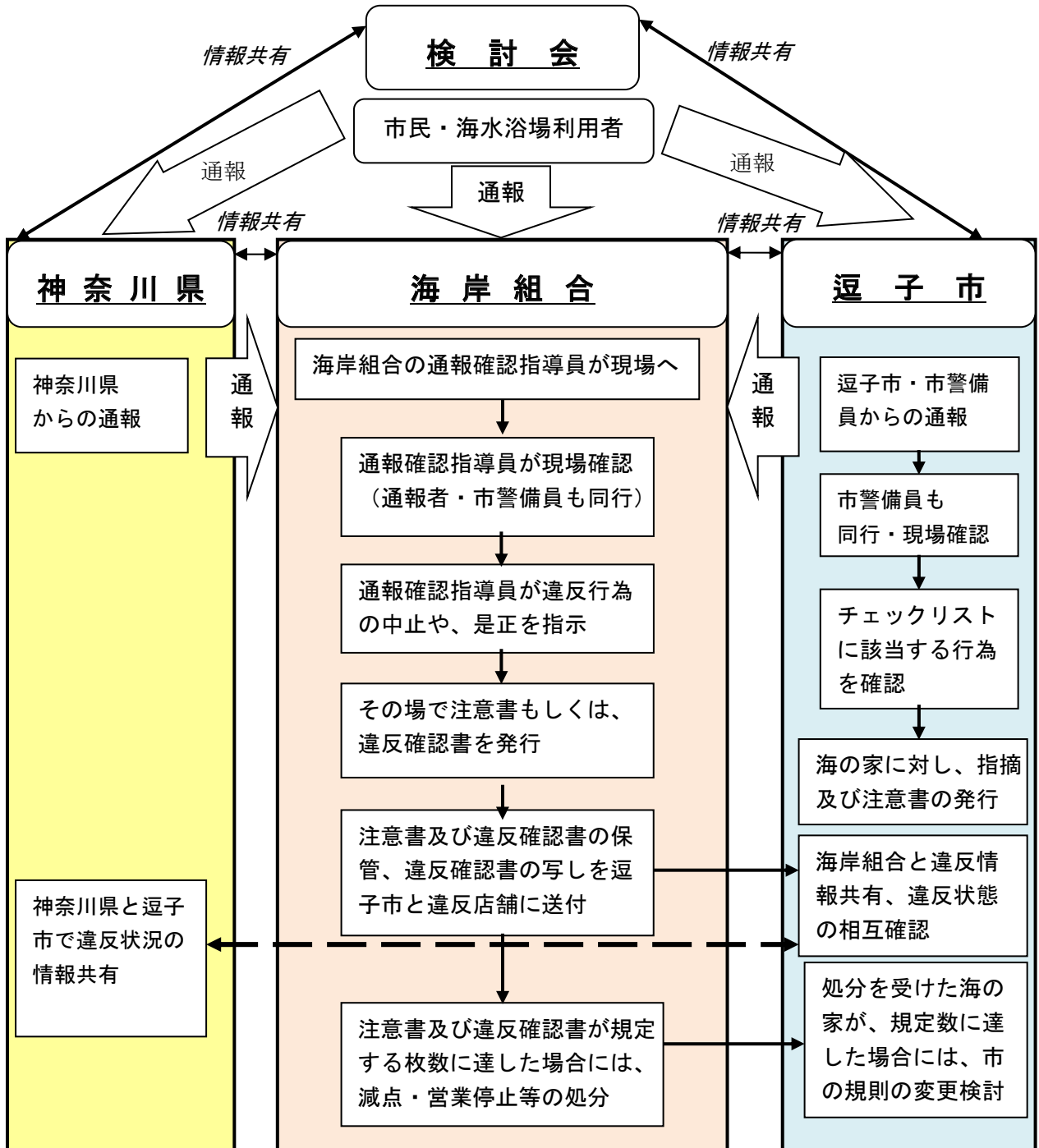
(駐車時間は荷物の積み下ろし等の必要最小限とし、速やかに退出すること。)

(4) 国道 134 号線に駐車しての荷物の積み下ろし等の作業は、禁止する。

## V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務

組合は、組合員及び海の家に対してルールの周知・徹底を行い、違反者が出ないようにすること。条例・規則・ルールについての指摘に真摯に対応すること。

### 1 通報があった際の対応フローチャート



### 2 通報への対処体制の確立

- ① 通報受付の連絡先を公開し連絡先を明確化する。
- ② 通報受付の連絡先は複数用意し、迅速な対処ができる体制をとる。
- ③ 警察及び行政機関等を通じての苦情は、その顛末を必ず文書(報告書)で報告する。

### 3 違反行為に対する処分

#### (1) 注意・指摘について

市職員、マナーアップ警備員もしくはマナーアップ警備員のパトロールに同行している腕章を付けた任意の検討会メンバーが、チェックリストに記載された各項目の行為を確認した場合、速やかに是正するように注意・指摘したうえで、注意書（以下「イエローカード」という。）を1枚発行する。ただし、「酒の持ち出し」項目については、1日のうちに3回注意するごとにイエローカードを1枚発行する。

1週間以内に同じ項目でのイエローカードが2枚となった場合、翌週1週間の18時30分以降の営業はできないものとする。また、イエローカードが当該シーズン中に5枚累積した場合、1点減点とする。

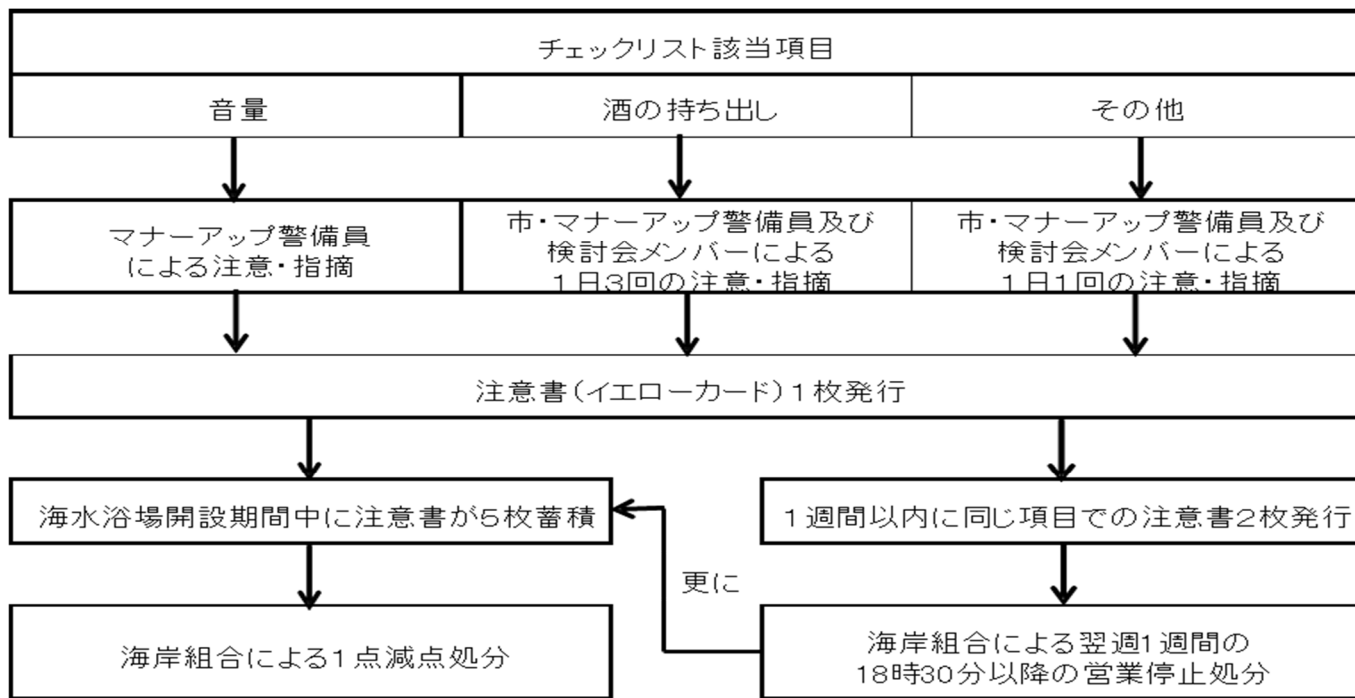
なお、1週間は金曜を起点とし、木曜を終点とする。

#### 海の家をチェックリスト

項目	チェック内容
出店者証	外に向けて出店者証が取り付けられていない
入れ墨の露出	従業員が入れ墨を露出している
	他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーを露出している客に注意喚起せず、店舗側において対応が困難な客をマナーアップ警備員に通報していない
音楽	所定のスピーカーを所定の位置に設置していない
	マナーアップ警備員が周辺の状況に比べ、音量が明らかに大きいと判断できる
利用者の酒の持ち出し	従業員が外の客に酒を運んでいる
	海の家が提供した酒類を外に持ち出そうとする者や既に出てしまっている者を注意喚起するためのポスター等による周知や声掛けなどの啓発行動を行っていない。
水上オートバイ操縦者への酒の提供	水上オートバイ操縦者であることの確認を怠り、水上オートバイ操縦者に酒を提供している
閉店時間	閉店時間経過後も客出しの声かけをしていない
	閉店表示をしていない
その他	上記以外のルール違反と疑わしき行為

※酒の持ち出しについては1日のうちに3回注意するごとに注意書を発行するもの。

海の家をチェックリストに該当する行為を確認した際のフローチャート



(2) 違反確認及び減点について

組合は、違反した海の家に対して違反確認書を発行し、海の家を営業する組合員に対して、違反行為の種別に応じた点数を加点し、合計が6点となった場合は営業停止処分、9点以上となった場合は除名処分を行う。営業停止の期間については海岸組合の定款及び規則に準じて行う。

なおこの点数は、違反をした日から2年を経過する日まで消滅しない。

違反行為の種別	点数
市及び組合が再三注意しているにも関わらず、従わない海の家 の家の行為	6
クラブ的営業を企画するなど重大な 条例・規則違反を市及び組合が確認したとき	3
許可されてないにも関わらず 134 号線上から積み下ろしを 行うなど、重大なルール違反を市及び組合が確認したとき	2
ルール違反によるイエローカード発行が5枚累積したとき 及び建築・解体期間中のルールについて、市及び組合が注意 したにも関わらず、改善されていないとき	1

※重大とは故意または悪質なものを指す。

4 海岸出入通路の管理

(1) 海水浴場開設期間中

開錠時間：5時から8時30分まで 及び 18時30分から21時まで

※ただし、台風の接近時等、緊急で車両を乗り入れる必要があると市が認めるときは、この限りでない。

- ①組合が、海岸出入通路のカギの管理を行う。
- ②一般車両の進入防止のため、搬入業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させる。

(2) 海の家建築・解体期間中

**開錠時間：7時から20時まで**

- ①土・日・祝日は海岸利用者が多い事が予想されるので警備員等を配置し、砂浜への車の乗り入れ等について組合が管理する。
- ②一般車両の進入防止のため、工事業者にも出入りの際に必ず車止めを戻すことを徹底させる。

5 完了検査

組合による撤去完了検査を9月19日（金）までに実施する。この後、海岸管理者が組合立会いのもと完了検査を実施する。

6 組合によるパトロール

(1) 音量チェック

組合は、海水浴場及び近隣の人家付近のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。音量のチェックには組合で決めた特定の計測器を使用する。

(2) マナーアップ警備員巡回同行

組合は、期間中に行われているマナーアップ警備員が実施する14時・18時の巡回に同行する。ただし、状況に応じては、組合と市で協議をした上で、同行回数を変更することができるものとする。なお、18時の巡回には、市民が同行できるものとする。

(3) 閉店後の街中パトロール

組合は、期間中の閉店時間後、海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮し、街中のパトロールを行う。なお、パトロールに当たっては、来場者に対して静穏を促す呼びかけと、ポイ捨てごみへの対応を行うものとする。

7 事故の被害対応

海を家の建築資材が飛散等したことにより、他者に被害が出た場合には、当該海の家とともに、組合は誠実な対応をとるものとし、市は事態の解決に努めるものとする。

## VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール

海水浴場利用者は、他の利用者の妨げとならないように配慮して逗子海岸を利用するとともに、海岸の美化その他の良好な環境の保全に努め、法令及びルールを遵守しなければならない。

### 1 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール

#### (1) 飲酒

- ・逗子海岸の砂浜での飲酒を禁止とする。ただし、海の家では可能。(条例第5条)
- ・飲酒したら遊泳しない(県海水浴場条例施行規則第5条)
- ・飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないように節度を保たなければならない。

#### (2) バーベキュー

逗子海岸の砂浜でのバーベキューを禁止とする。ただし、海の家では可能。(条例第5条)

#### (3) 入れ墨・タトゥー

逗子海岸での他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出を禁止とする。(条例第5条)

#### (4) 拡声装置等の使用

逗子海岸でのスピーカー等の拡声装置の使用を禁止とする。(条例第5条)

#### (5) 違反した利用者への措置

市長は、違反した利用者について、必要な指導又は勧告をしなければならない。(条例第6条)

- ・原則3回以上注意を受けても違反行為を中止しない利用者に退場を勧告する。ただし、著しく他の利用者の妨げとなっている場合や明らかに違反行為を中止する意思が確認できない場合には、3回の注意を要せず退場を勧告することがある。
- ・退場を勧告された利用者が、海水浴場開設期間中に再度来場し、違反行為を行った場合、3回以上の注意を要せず退場を勧告する。

#### (6) 粗暴な言動の禁止

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為をしてはならない。

#### (7) 海水浴場区域内での行為

- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンドアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みを禁止する。
- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域へのゴム製のボートは乗り入れ可とするが、オールの使用は禁止する。
- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域でのボディボードの使用については、長さが1.2mを超えないもの及びプラスチック等の硬い部分がないもののみ使用可能とする。また、足ひれとの併用は禁止する。
- ・海水浴場開場時間中の遊泳区域でのスキムボードの使用は禁止する。

- ・上記に類する行為（遊泳区域区画ロープへの係留等）も、危険防止のため禁止する。
- ・砂浜における危険行為（人が密集する箇所での球技やドローンの使用など）についても禁止する。※ただし、事前の許可を市から受けたものはこの限りではない。
- ・海水浴場開場時間中の海水浴場区域内には安全衛生と危険防止のため、犬等の動物の持ち込みを禁止する（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）。ただし、ケージに入れて持ち込む場合又は休場中はこの限りではない。
- ・大型テント（タープ）等は、危険防止及び他の利用者の妨げとならないよう、混雑するエリアや通路への設置はしないよう配慮する。

#### (8) ゴミ

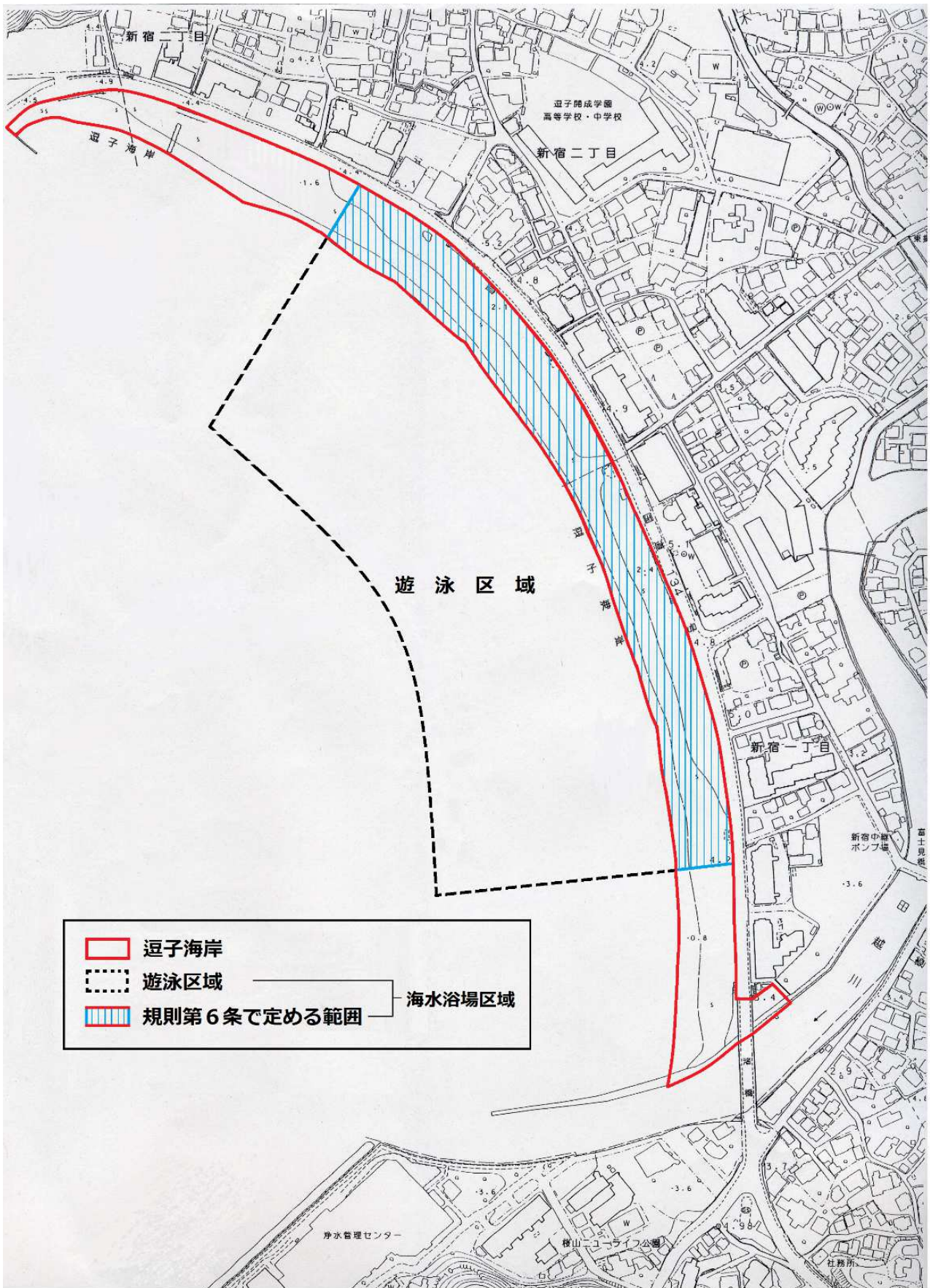
海水浴場利用者は、自らの出したゴミを持ち帰り、砂浜や近隣住宅等に放置してはならない。

## VII 関係機関連絡先

逗子市市民協働部経済観光課	046-873-1111
神奈川県横須賀土木事務所	046-853-8800
神奈川県鎌倉保健福祉事務所	0467-24-3900
神奈川県逗子警察署	046-871-0110
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	046-823-0210
横須賀海上保安部	046-862-0118
逗子市消防署	046-871-0119
(公財) かながわ海岸美化財団	0467-87-5379
逗子海岸営業協同組合	046-871-3850

## VIII 参考資料

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例・同施行規則  
海水浴場ルールに関するガイドライン  
逗子海岸営業協同組合定款  
逗子海岸営業協同組合同規約  
出店届兼誓約書  
違反確認書



# 海水浴場ルールに関するガイドライン

令和8年3月

神奈川県

県では、平成27年度から、海の家と海水浴場利用者の双方を対象とした海水浴場全体のルール（海水浴場ルール）に関するガイドラインとして、毎年度内容改正を行いながら本ガイドラインを作成してきたところである。

しかし、近年の改正内容については、新型コロナウイルス感染症等の大きな社会的課題への対応を除けば、時点修正や法令改正等の形式的なものが多く、県内の海水浴場に共通する課題については概ね本ガイドラインで網羅されている。

そこで、令和6年度以降の本ガイドラインは、従来のように年度ごとのガイドラインとして作成するのではなく、形式的な内容は事務局が改正を行い、社会的課題が発生した場合等は会議を開催して改正を行う方法をとることとした。

#### 【改正等履歴】

平成27年度 「海水浴場ルールに関するガイドライン（平成27年度版）」作成

平成28年度～令和5年度 各年度版のガイドラインを作成

令和6年3月 令和5年度版のガイドラインを改正して新たに施行

令和7年3月 参考資料の時点修正

令和8年3月 時点修正等の軽易修正

## 1 目的

このガイドラインは、海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場の確保を目的として、関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合、地元住民、関係団体等において、海の家及び海水浴場利用者に関するルール（以下「海水浴場ルール」という。）を定め、これを遵守する取組みを促進するため、ルールに盛り込む事項についての指針、その他必要な事項を定める。

## 2 海水浴場ルールの策定主体

海水浴場ルールは、海水浴場ごとに、県、市町の関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合その他海の家事業者で構成する団体（以下「組合」という。）、地元住民、観光協会、商工会、商工会議所などを基本的なメンバーとして構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置して、作成する。

協議会の構成員は、各海水浴場の実情等に応じて、上記の基本的なメンバーのほかに、交通事業者、県警等を加えるなど、関係団体が協議して定める。

協議会の所掌事項には、海水浴場ルールの作成、周知・啓発、遵守の仕組みづくり、イベント審査、利用者アンケート、にぎわいの創出などがあるが、海水浴場ルールの作成、周知・啓発及び遵守の仕組みづくりの3つを協議会における「共通所掌事項」として、必須とする。それ以外の所掌事項についても、協議会の所掌事項とすることが望ましいが、各海水浴場の実情等に応じて、構成員が協議して定める。

## 3 海水浴場ルールの策定単位

海水浴場ルールの策定単位は、一の海水浴場を基本とする。ただし、各地域の実情等に応じて、近隣の海水浴場を合わせた複数の海水浴場を単位として策定することもできる。

## 4 海水浴場ルールの適用範囲

市町の例規に規定がある項目については、海水浴場ルールに記載する必要はないが、一覽性の観点から、これを記載することもできる。ただし、記載する場合に、当該規定は、市町の例規の規定と同じ又はそれより厳しい内容で規定するものとし、海水浴場ルールには、当該規定が、市町の例規に規定がある旨を明記する。

このガイドラインにおける規定も、市町の例規に定めがある場合は、当該例規で定める範囲内においては適用しない。

## 5 海水浴場ルールの周知等

協議会は、海水浴場ルールを策定後、速やかに県（県土整備局河川下水道部河港課（以下「河港課」という。））へ提出するとともに、海水浴場ルールの内容を地元住民や海水浴場利用者に周知・啓発（以下「周知等」という。）する。

## 6 海水浴シーズンに向けて

海水浴シーズンに向けて、協議会は、このガイドラインで定める各海水浴場ルールにお

いて県内共通の内容で定めるべき事項（以下「共通事項」という。）と各海水浴場が地域の実情に応じた内容で定めるべき事項（以下「個別事項」という。）の区分に留意し、該当しない項目がある場合を除き、全ての項目について規定した海水浴場ルールを作成する。

また、協議会は、海水浴場ルールをシーズン前のできるだけ早い時期に作成するとともに、ルール遵守の仕組みを構築する。

なお、協議会を設置しない海水浴場では、海の家ルールについては、組合が、このガイドラインに沿って、自主ルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。海水浴場利用者のルールについては、市町（市町以外が海水浴場設置者である場合も含む。）が、このガイドラインに沿って、利用者に関するルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。

## 7 海の家 の定義

「海の家」とは、海水浴場において、利用者の利便に供するため、次の(1)～(3)のいずれかに掲げるサービスの提供を行う施設をいう。

- (1) 神奈川県海水浴場等に関する条例第2条第5項に定める更衣休憩所
- (2) 食品衛生法第55条第1項に基づく許可又は同法第57条第1項に基づく届出（市の条例が適用となる場合は、当該条例に基づく届出を含む。）のあった飲食物の提供・販売を行う店舗及び食品衛生法施行令第35条の2第3号の営業を行う店舗
- (3) レジャー用品等の販売・レンタルを行う店舗

## 8 海水浴場ルールの記載事項

以下に記載する海水浴場ルールにおいて記載すべき事項のうち、「共通事項」については【共通】、「個別事項」については【個別】を付する。

### (1) 海の家に関する事項

#### ア 営業時間【個別】

周辺環境や風紀に影響を及ぼさないよう、海水浴場の開場時間外の営業は必要最小限にとどめ、地域の実情にあった営業時間を定める。

特に、海水浴場の開場時間終了後に営業することにより、周辺環境や風紀に関して、組合や関係行政機関等に地域の住民から苦情や要望が寄せられている場合やそのおそれがある場合は、営業終了時刻を早めにする。

また、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店するとともに、従業員の活動も、後片付けなど必要最小限にとどめる。

#### イ クラブ化の禁止【共通】

##### (7) 「クラブ化禁止」の徹底

「クラブ化」の形態による営業は行わない。

##### (4) 「クラブ化」の定義

「クラブ化」の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

- a ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- b 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
  - (a) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催
  - (b) 海の家屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催
- (ウ) 「クラブ化禁止」徹底のための対策
  - a 海の家フロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。
  - b 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。
  - c クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

ウ イベントの実施（イベント実施を予定している場合に定める。）【個別】

(7) イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

なお、このガイドラインは、国又は地方公共団体が海水浴場において行うイベントについては適用しない。

(イ) イベント実施にあたっての対策

- a イベントは、海の家屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家組合員が責任をもって管理する。
- b 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。
- c イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知する

よう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

(ウ) 音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導

組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び海を家の店内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、海水浴場ルール又は自主ルール(以下「海水浴場ルール等」という。)に適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」(以下「要綱」という。)で規定する期日までに、県(河港課)へ提出する。組合の代表者は、音楽イベントの実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

また、県(河港課)では、1件ごとの音楽イベントの実施内容(実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項)についても、上記計画と同様に、要綱で規定する期日までに提出を求めるものとするが、やむを得ず当該期日以後となる場合には、遅くとも音楽イベントの実施予定日の2週間前までに、県(河港課)へその実施内容を提出する。

音楽イベントを実施しない場合には、組合は、「音楽イベント未実施届出書」を要綱で規定する期日までに、県(河港課)へ提出する。

なお、協議会等において、イベント審査を実施する場合には、県の要綱と同等以上の効果が期待できるイベント審査を実施する。その場合、組合は、協議会等に実施計画書の提出など必要な手続きを行い、県(河港課)への手続きは不要となる。

エ 騒音対策【個別】

海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう地域の実情にあった騒音対策を行う。

具体的には、関係行政機関等と協議して次のような対応を定める。

- (ア) 組合において、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。
- (イ) 海水浴場ルールで規定された音響機器(海水浴場ルールを策定していない海水浴場にあつては、組合が貸与又は許可する音量制限のある音響機器)以外の使用は認めない。

オ 暴力団排除の徹底【共通】

組合及び現地営業責任者は、海を家の運営にあたり、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

また、組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海を家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

## カ 風紀上の対策

### (7) 従業員の刺青・タトゥー等の露出制限【共通】

海の家は従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

### (4) 20歳未満の者への酒類・タバコ販売の防止【共通】

酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、**顔写真付き**の身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

### (ウ) 酒類の提供制限

a 泥酔客への酒類の提供は行わない。【共通】

b アルコール度数の高い酒類の提供制限、酒類の提供時間の制限など、酒類の提供制限について検討の上、実施する。【個別】

### (イ) 強引な客引きの禁止【共通】

強引な客引きは行わない。

## キ ゴミの処理及び清掃等について

### (7) 日常のゴミの処理及び海水浴場の清掃美化の方法を明確にする。【共通】

(4) 海を家の営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。【共通】

(ウ) 利用者にゴミの持ち帰り(海の家で回収するものを除く。)について周知を行う。【個別】

(イ) 使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。【共通】

## ク 適切な排水等の処理【共通】

海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。

また、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ(油水分離槽)を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

なお、地元市町と連携し、下水道への接続などにより環境負荷が少ない排水処理に取り組むことがより望ましい。

## ケ 災害・荒天時の対応【共通】

地震等の災害発生時など緊急時における海を家の利用者の避難誘導等の具体的方法については、地元市町の地域防災計画との整合を図り定める。また、避難場所や避難誘導の手順等については、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図っておく。

また、台風等の荒天時に備え、安全対策に万全を期すとともに、海の家に係る廃棄物が発生した場合には、放置せず、迅速かつ適正に処理することを徹底し、その処理

に係る具体的方法を事前に定めておく。

**コ 責任の所在の明確化及び要望・苦情への対応【共通】**

海の家運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合に適切に対応するため、各々の海の家において丁寧に苦情に対応するとともに、海を家の組合員と現地営業責任者との連絡体制や組合の代表者への報告手続等の整備を図る。

また、組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

**サ 占用許可区域以外の土地利用【共通】**

海の家運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることをないよう徹底する。

また、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

**シ 原状回復の徹底【共通】**

海の家は許可を受けた占用期間を過ぎて占有することは認められないので、占有期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。原状回復等を行うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占有期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

**ス 海を家の建築・撤去時の注意【共通】**

海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

また、海を家の建設・撤去の際の工事に伴う騒音については、近隣住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど配慮する。

**セ 関係法令の手続き【共通】**

占有許可や営業許可等のほか、営業内容等により、消防法、神奈川県屋外広告物条例等の規制対象となる場合があるので、関係法令の内容を確認するよう徹底する。

**ソ その他【個別】**

その他、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じ

て、海の家に関する必要な事項を定める。

## (2) 海水浴場利用者に関する事項

### ア 飲酒の制限等

#### (7) キャンペーン等の実施【共通】

県内の海水浴場において、県、市町、その他関係団体が連携して、「迷惑行為に繋がる飲酒は控える」などの飲酒の制限や、「飲んだら遊泳しない」など飲酒後の遊泳禁止のキャンペーン（イベント）等を実施する。

「飲酒後の遊泳禁止」は、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則別表第2において、海水浴場設置者が掲示板に表示する利用者の遵守事項の一つであるが、飲酒の制限に関する県内統一のキャンペーンと併せて周知徹底を図る。

#### (イ) 一部の海水浴場における試行【個別】

海水浴場における飲酒の制限は、海水浴場設置者である市町等の意向に基づき一部の海水浴場で、モデル的に試行するものである。

また、試行実施時に海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、試行の検証を行い、次年度以降の飲酒制限の手法を見直すなど、段階的に取り組む。

#### (ウ) 制限の手法及び周知【個別】

禁酒区域の設定、海水浴場開場時間から閉場時間までの禁酒など飲酒制限の手法については、試行する海水浴場に係る協議会（協議会が未設置の海水浴場にあつては市町等）（以下「協議会等」という。）が定める。

また、試行する海水浴場の飲酒制限の内容については、海水浴場利用者等に事前に十分な周知を行うなど、トラブル等の防止に努める。

#### (エ) 近隣海水浴場との連携【個別】

試行する海水浴場の近隣の海水浴場には、飲酒による迷惑行為を行うなど問題のある海水浴場利用者等が多数流入することが懸念されるため、関係する協議会等は、飲酒制限の内容などについて十分な情報交換を行うなど、近隣海水浴場への悪影響を最小限のものとするよう、連携してその対策に努める。

### イ 刺青・タトゥーの露出制限【共通】

県内の海水浴場では、公衆マナーに則り、県、市町、その他関係団体が連携して、「他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーなどの露出は控える」など刺青・タトゥーの露出制限のキャンペーン（イベント）等を実施する。

キャンペーン等の目的は、刺青・タトゥーその他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることで、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになることを制限していく。

外国人への周知については、文化の違いなどを踏まえて、トラブルが発生しないよう努める。

ウ 粗暴な言動の禁止【共通】

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を禁止する。

エ 音響機器等の使用制限【個別】

音響機器等を使用して、協議会等が定める基準を超える音又は音声を流すことを禁止する。

オ 焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限【個別】

焚き火をし、又は火気を使用する調理器具の使用を制限する。

カ ゴミ等の放置の禁止【個別】

使用した物品やゴミの放置を禁止し、持ち帰りに努める。

キ その他【個別】

アからカのほか、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じて、海水浴場利用者に関する必要な事項を定める。

(3) 海水浴場ルールへの遵守に関する事項

協議会が定めた、自主的な取組みによる海水浴場ルールへの遵守の仕組みを定める。

ア ルールへの周知・啓発【共通】

協議会の構成員が連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、シーズン前からシーズン中を通して、海水浴場ルールへの周知・啓発の徹底を図る。

また、外国人来場者に対しても、海水浴場ルールへの周知・啓発を図っていく。

イ パトロールの実施【共通】

協議会が主体となって、パトロール実施計画を作成し、パトロールを実施するとともに、遵守状況の確認や是正指導等を行うことで、ルール遵守の実効性を高める。また、協議会事務局は、シーズン終了後は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

ウ 組合の定款等との関係【個別】

組合は、海水浴場ルールの実効性を高めるため、組合の定款や規約（以下「定款等」という。）に、海水浴場ルールのうち「海の家に関する事項」の遵守を規定する。

エ ペナルティ【個別】

組合は、その定款等に、海の家が海水浴場ルールのうち「海の家に関する事項」に違反した場合のペナルティの規定を設ける。

【参考資料】

1 海水浴場ルール例

《飲酒制限の試行を行う海水浴場の場合》

●●●●海水浴場ルール

(令和●●年度)

令和●●年●●月

●●●●海水浴場の運営等に関する協議会

# 目次

	ページ
第1章 総則（第1条～第2条） .....	●
第2章 海の家（第3条～第20条） .....	●
第3章 海水浴場利用者（第21条～第26条） .....	●
第4章 ルールの遵守（第27条～第29条） .....	●
第5章 雑則（第30条～第31条） .....	●

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 ●●●海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、●●●海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる●●●海水浴場とすることを目的とする。

### (周知)

第2条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

## 第2章 海の家

### (営業時間)

第3条 海の家の営業時間は、午前●時●●分から午後●時●●分までとする。

2 海の家は、営業終了30分前には、店舗利用客に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店する。

3 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

### (クラブ化形態の営業)

第4条 クラブ化の形態による営業は行わない。

### (クラブ化の定義)

第5条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

(1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

(2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催

イ 海の家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(クラブ化禁止の対策)

第6条 海の家フロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。

2 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。

3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

(イベントの定義)

第7条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に付随して行われるものを含む。

3 国又は地方公共団体が●●●海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まない。

(イベントの実施)

第8条 イベントは、海の家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家の組合員が責任をもって管理する。

2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

3 イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

(音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導等)

第9条 組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家の組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海の家の店内配置図」(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」(以下「要綱」という。)で規定する期日」までに、「県土整備局河川下水道部河港課(以下「河港課」という。)」に提出する。

2 組合の代表者は、1件ごとの音楽イベントの実施内容(実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項)についても、前項の計画書と同様に、「要綱で規定する期日」までに提出する。

3 前2項で定める提出が、やむを得ず「要綱で定める日」後となる場合には、遅くとも音

楽イベントの実施予定日の2週間前までに、「県（河港課）」にその実施内容を提出する。

ただし、2週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「県（河港課）」にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。

- 4 組合の代表者は、音楽イベント等の実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。
- 5 組合の代表者は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める日までに、「県（河港課）」に提出する。

(注) 協議会で県の要綱と同様のイベント審査を実施する場合

第1項の「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」は「令和●年●月●日」に、「県土整備局河川下水道部河港課（以下「河港課」という。）」は「協議会等」に、第2項の「要綱で規定する期日」は「令和●年●月●日」、第3項の「要綱で定める日」は「令和●年●月●日」、「県（河港課）」は「協議会等」に、第5項の「県（河港課）」は「協議会等」に置き換える。

(騒音対策)

第10条 海の家（組合）は、●●海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。

- 2 ●●組合等は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないように、音量チェック等の対応を徹底する。
- 3 海の家において、協議会が指定した音量制限のあるスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

(反社会的勢力の排除の徹底)

第11条 組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

- 2 組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(風紀上の対策)

第12条 海の家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

- 2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、**顔写真付き**の身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。
- 3 海の家は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、次の事項を遵守する。
  - (1) 泥酔客への酒類の提供は行わない。
  - (2) アルコール度数●度以上の酒類の提供は行わない。
  - (3) 午後●時以降営業終了時間まで酒類の提供は行わない。

(注) (2)、(3)は、海の家における酒類の提供制限を行う場合に規定する。

4 強引な客引きは行わない。

(ゴミの処理及び清掃等)

第13条 組合は、海の家営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

2 組合は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行う。

3 組合は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、●●海水浴場の美化に努める。

4 組合は、利用者にゴミの持ち帰り（海の家で回収するものを除く。）について呼びかけを行う。

5 組合は、使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。

(適切な排水等の処理)

第14条 海の家は、排水を浸透枘で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。

2 廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(注) その他雑排水処理に関する内容について、関係行政機関とも調整の上、必要な内容を記載する。

(災害・荒天時の対応)

第15条 海の家は、地震等の災害発生に備え、「●●市海水浴場避難指導マニュアル」を備え置き、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

2 避難場所や避難誘導の手順等について、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図る。

(苦情対応等)

第16条 海の家は、海の家営業に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。

2 海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の整備を図る。

3 組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(占有許可区域以外の土地利用)

第17条 海の家は、海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海を家の占有許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

2 海の家(その従業員及び関係者を含む。)は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

(原状回復の徹底)

第18条 海の家は、占有許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。原状回復等を行うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占有期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

(海を家の建築・撤去時の注意)

第19条 海の家は、海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

2 海を家の建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

(関係法令等の遵守)

第20条 海の家は、占有許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、●●市●●条例など関係法令の遵守を徹底する。

### 第3章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

第21条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

2 協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

3 ●●海水浴場では、次の飲酒の制限を行う。

(1) 海水浴場内の別図1で定める範囲は、終日禁酒区域とする。

(2) 海水浴場開場時間から閉場時間までは、海水浴場全域を禁酒区域とする。ただし、海の家は除く。

(注) 第3項には、試行する飲酒の制限の内容を記載する。

- 4 協議会は、前項で規定する飲酒の制限について、シーズン前から周知徹底を図り、トラブルの防止に努める。
- 5 協議会は、第3項で規定する飲酒の制限について、海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、その効果等を検証する。
- 6 協議会は、飲酒の制限内容など、必要な情報を近隣の海水浴場協議会の事務局又は市町に提供するとともに、近隣の海水浴場におけるトラブル等が最小限なものとなるよう必要な対策を行う。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第22条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えないなければならない。

- 2 協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動の禁止)

第23条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(音響機器等の使用制限)

第24条 海水浴場利用者は、音響機器等を使用して、●●デシベルを超える音又は音声を流すことを禁止する。

- 2 前項で定める音量の測定方法等は、別に定める。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第25条 海水浴場利用者は、別図2で定める範囲を除き、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

(ゴミ等の放置の禁止)

第26条 海水浴場利用者は、使用した物品やゴミの放置をせず、持ち帰りに努める。

## 第4章 ルールの遵守

(パトロールの実施等)

第27条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。

- 2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

(是正指導等)

第28条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行うとともに、●●組合は、その定款等の規定に基づき、当該海の家に対し、ペナルティを科す。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

(注) ●●組合の定款等に、ルール遵守やペナルティ等に関する規定がない場合には、以下のとおり。

(ルール遵守の依頼)

第29条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行う。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

## 第5章 雑則

(市条例等との関係)

第30条 第●条、第●条、第●条第●項の規定は、●●市●●条例に定めがある。

(その他)

第31条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会座長の判断で、協議会を召集し、必要な改正等を行う。

## 附 則

このルールは、令和●年●月●日から施行する。

## 2 関係法令

法令名	内容	所管部局
神奈川県海水浴場等に関する条例 同施行規則	海水浴場設置の許可 更衣休憩所の許可	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般 公共海岸区域の占用許 可	河港課 土木事務所 水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
港湾法 港湾の設置及び管理等に関する条例の 施行等に関する規則	港湾区域及び港湾隣接 地域の占用許可	河港課 土木事務所 横須賀市（港湾管理者）
漁港及び漁場の整備等に関する法律 同施行細則	漁港区域の占用許可	水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
食品衛生法 同施行細則 食品衛生法に基づく営業の施設基準等 に関する条例 食品衛生条例（横須賀市）	飲食店等の営業許可 営業の届出	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
神奈川県生活環境の保全等に関する条 例 同施行規則	騒音・拡声機騒音の規制 等	環境課 市町 地域県政総合センター
神奈川県暴力団排除条例 同施行規則	暴力団関係者への利益 供与等の禁止等	県警本部 <b>暴力団対策課</b> <b>（令和8年度から組織犯 罪対策総務課）</b> 警察署
神奈川県迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	県警本部生活安全総務課 警察署
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の 防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるよ うな著しく粗野又は乱 暴な言動をした場合の 罰則等	県警本部地域総務課 警察署

法令名	内容	所管部局
建築基準法	建築物の仮設許可、建築確認等	建築指導課 土木事務所 特定行政庁
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理義務	資源循環推進課 市町
神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止（3Rの推進、ごみの散乱防止等）	資源循環推進課
消防法	建物の防火対策等	消防保安課 消防署
神奈川県屋外広告物条例（市の独自条例がある場合は当該条例） 同施行規則	屋外広告物の表示等の規制等	都市整備課 土木事務所 市町
神奈川県青少年保護育成条例 同施行規則	深夜外出の制限等	青少年課
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 同施行規則	たばこ、酒類の年齢確認等	青少年課

### 3 事例紹介

協議会等が、海水浴シーズンに向けて海水浴場ルールを作成する際の参考として、このガイドラインで海水浴場ルールに定めるべき事項とした項目以外に、各海水浴場の実情に応じて定められた独自のルール等を紹介します。

#### ペットに関するルールの例



(犬等ペットの管理)

第●条 海水浴場利用者は、犬等ペットを陸域にあつては、引き綱又はケージにより管理すること。また、海域にあつては、遊泳区域内に入れてはならない。

(ペットの管理)

第●条 海水浴場利用者は、海水浴場開設時間中、海水浴場内における海の家に補助犬以外の犬等ペット（以下、「ペット」という。）を持ち込んではならない。また、海水浴場営業時間内において海へのペットの入水は禁止とする。

2 海水浴場内において前項に定めた以外のエリアについては、各海水浴場開設者が認めた場合を除き、開設時間にはペットを持ち込んではならない。

(ペットの入場制限)

第●条 海水浴場利用者は、海水浴場開設時間中にペットを連れて●●海水浴場へ入場してはならない。

#### 水上オートバイに関するルールの例



(水上オートバイ)

第●条 水上オートバイ利用者は、別図に掲げるエリアについて、水上オートバイを係留してはならない。

2 水上オートバイ利用者は、沿岸に設置された徐行エリア内において、徐行（アイドリングスピード）しなければならない。

#### ドローンに関するルールの例



(開設者の許可なきドローンの飛行禁止)

第●条 海水浴客の安全性とプライバシー保護のため、開設者の許可を受けていない飛行は禁止とする。

## ルール周知の例



◀ 真鶴町岩海水浴場の例

横浜市海の公園の例 ▶



## インフォメーション

海水浴場に「かならいんカード」を設置することができます。

- 海水浴場にも「かならいんカード」を設置することができますので、利用者の皆様に安全・安心に海水浴場を利用していただけるよう、御検討いただければ幸いです。

～ かならいんカード ～

設置の御相談はこちら

神奈川県くらし安全交通課 横浜駐在事務所  
電話 045-312-1121 (代表) 内線3431

詳しくは ▶



## かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

「かならいん」では、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族などからの相談に、相談員が24時間365日、秘密厳守でお応えしています。年齢・性別を問わず、匿名でも相談できます。

逗子海岸営業協同組合定款・規約

定 款	規 約
<p style="text-align: center;">逗子海岸営業協同組合定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p><b>(目 的)</b>                      第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>(名 称)</b>                      第2条 本組合は、逗子海岸営業協同組合と称する。</p> <p><b>(地 区)</b>                      第3条 本組合の地区は、神奈川県逗子市新宿の区域とする。</p> <p><b>(事務所の所在地)</b>                      第4条 本組合は、事務所を神奈川県逗子市に置く。</p> <p><b>(公告の方法)</b>                      第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、神奈川新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。</p> <p><b>(規 約)</b>                      第6条 この定款で定めるものの他、必要な事項は、規約で定める。</p> <p style="text-align: center;">第2章 事業</p> <p><b>(事 業)</b>                      第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。                      (1) 組合員の利用する砂浜の共同利用                      (2) 組合員の営業する海の家に関する共同施設の設置並びに運営管理                      (3) 組合員の営業する海の家設計、建設その他の運営に関する業務の共同注文                      (4) 組合員の営経済的地位の向上のためにする団体協約の締結                      (5) 組合員のする各種許認可及び届出の申請の代行                      (6) 逗子海岸における海の家公正かつ健全な運営のための調査研究及び自主規制基準の制定及び実施                      (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供                      (8) 組合員の福利厚生に関する事業                      (9) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p style="text-align: center;">第3章 組合員</p> <p><b>(組合員の資格)</b>                      第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。                      (1) 組合の地区内で、海の家（海水浴場で海水浴客の便宜を有料で提供する施設）を営む者であること                      (2) 過去10年以内に組合を除名された者または除名された者の事業の承継者でないこと</p>	<p style="text-align: center;">逗子海岸営業協同組合規約</p> <p>第1条 定款第6条の規定による当組合の規約を次のとおり定める。</p> <p>第2条 組合員は和衷協同の精神により相互福祉増進を図る。</p> <p>第3条 組合員は、組合が定めた区画の砂浜において海の家を営業する。                      2 組合は特段の理由がない限り、前年度と同じ区画を組合員に割り当てる。</p> <p>第4条 組合員は、組合が定めた区画を当該組合員以外の者に使用させてはならない。但し、組合の承認がある場合はこの限りでない。</p> <p>第5条 組合員が、他種目の営業をするときは、事前に理事会の承認を得ることとする。ただし営業種目ごとに許可手数料を納入しなければならない。</p> <p>第6条 組合に加入する際は、保証人2名を必要とし、内1名は逗子市在住の組合員とする。</p>

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に挙げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

#### (加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会に於てその諾否を決する。

#### (加入者の出資払い込み及び加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払い込みをしなければならない。ただし、持ち分の全部又は一部を継承することによる場合は、この限りでない。

2 前項本分の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

#### (相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有するものの1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

#### (自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りに於て脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

#### (除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 3年間にわたって組合の地区内で海の家を営業せず又は本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員並びに定款及び規約に定める期限までに使用料、手数料、出店申込費用の支払いを怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組

2 定款第10条による加入金は以下の計算により算出し、総会の承認を得る。

$$\frac{(\text{組合の総資産額} - \text{組合の総負債額} - \text{引当金} \cdot \text{積立金の総額} - \text{出資金の額})}{\text{出資口数}}$$

第7条 組合員は、理事会の承認を得て、その出資持分及び組合員たる地位を第三者に譲渡することができる。

(1) 譲受人は譲渡時の出資持分の時価の3割以下で、理事会において定められた金額を、譲渡手数料として組合に納入しなければならない。

(2) 譲受人について本規約第3条第2項の規定は適用されない。

第8条 組合員同士が本規約第3条により定められた区画を交換しようとするときは、第7条の規定を準用する。

2 前項にかかわらず、休業等により一時的に使用しない区画については、理事会の承認を得て、当該年度内に限り、本規約第3条により定められた区画と交換することができる。

第9条 組合員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自己営業店舗以外の客の呼び込み又は争奪
- (2) 組合員相互の経済的圧迫行為及び妨害行為
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為
- (4) 法令、条例に違反する行為
- (5) 組合が海水浴場の設置者との間で協議し合意した事項に違反する行為
- (6) 組合が海浜の管理者との間で合意した事項に違反する行為
- (7) その他組合が制定した自主規制基準に違反する行

合員

- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 海の家の営業に関する法令、条例、本組合の定款及び規約、本組合が締結した団体協約又は本組合が制定した自主規制基準に違反した組合員
- (7) 届出をした連絡先について3ヶ月以上連絡がとれない組合員
- (8) 平成29年1月22日以降、組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当組合からの通知又は催告が、3回以上継続して返戻された組合員
- (9) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

#### (脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

#### (使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料、手数料又は出店申込費用を徴収することができる。

- 2 前項の使用料、手数料又は出店申込費用は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

#### (経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料を持って充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期及びその方法その他必要な事項は、総会において定める。

#### (出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

- 3 出資口数の減少については、第14条(脱退者の持分の払い戻し)の規定を準用する。

#### (組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名及び名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

為

第10条 組合は、組合員が前条に違反した疑いがあるときは、速やかに事実関係を調査し、必要に応じて次の処分を行う。

- (1) 改善指導
- (2) 定款第19条に規定する過怠金賦課のための理事会の招集
- (3) 定款第19条に規定する営業停止処分のための理事会の招集
- (4) 定款第13条に規定する除名のための理事会及び総会の招集

2 前項の調査及び処分は理事長の指名を受け常務理事が行う。

3 組合員は第1項の調査に対し、聴取に応じ、資料を提出するなど、協力しなければならない。

第11条 定款第15条の規定に基づき、配電線、水道本管及び使用料を組合員より徴収する。

- 2 前項の出店申込費用は、理事会において定める額を、毎年当年分を、3月18日までに支払わなければならない。

第12条 本組合は、組合員の模範となる行為を為した者、3年以上組合の役職に従事した者に対し表彰を行う。

- 2 表彰は毎年一回原則として通常総会に行う。ただし、該当者がいない場合はその限りでない。

3 役職員並びに組合員にて特別功労者を表彰する場合は理事会において審査のうえ総会にて決議する。ただし、特別功労者以外の表彰は理事会において審査決定する。

- 4 本規定の資金は特別会計(特別積立金)とする。

第13条 組合員に慶弔がある場合、下記祝儀、見舞いをする。

- (1) 組合員結婚
- (2) 組合員死亡
- (3) 組合員の父母、配偶者死亡

第14条 海水浴客に事故あるときは常務理事会に諮り見舞金を贈ることができる。

第15条 貸船の発着場所は都度理事会で定める。

第16条 陸上及び海上の警備については官庁と連絡のうえこれを施行する。

第17条 組合納入金は、毎年度3月に営業受け諸費、各予納金、7月に整地、建設諸資材材料金。8月に指定負担金、清掃費、水道関係費、電気関係費とその他の費用とし、その都度明示した月日までに必ず納入すること。ただし、未納者は理事会にて適当な処置を諮り、3年間経過した者は定款第13条又は第19条を適用する。

第18条 組合員が組合から海岸砂地(組合の有する水道・電気設備を含む)の便益供与を受けた場合は、次のとおり使用しなければならない。

- (1) 本条砂地の使用者は、当該組合員に限るものとする。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

#### (営業停止又は過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、理事会の議決により、海の家を営業を一定期間停止するよう命じ又は過怠金を課することができる。

この場合において、本組合は、当該理事会の会日の2日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、且つ、理事会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条に掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

### 第4章 出資及び持分

#### (出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、100円とする。

#### (出資の払い込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

#### (延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利15%の割合で延滞金を徴収することができる。

#### (持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、1円未満のは数は切り捨てるものとする。

### 第5章 役員、顧問及び職員

#### (役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 1人又は2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

#### (役員の任期)

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため

(2) 組合員は、本組合より便益供与を受けた砂浜を、組合員以外の第三者に使用させてはならない。

(3) 組合員は、本条砂地に設置する営業仮設店舗その他の施設を他に使用させてはならない。また自己に定められた砂浜区画外の営業行為、設備設置行為を行ってはならない。

(4) 組合員が特別の事情があつて本条砂地もしくは同地上の仮設店舗等の施設を第三者に使用させる場合は、年度毎に組合に届出、事前に理事会の許可を受けた上でなければ使用させることができない。

(5) 組合理事会は本条第4項の許可を求める届出があつた場合その事情の有無を調査し、原則として当該組合員の配偶者及び直系親族もしくはこれに準ずる者以外は許可しないものとし、また本項に該当する者でも暴力行為等組合の信用を失墜するおそれのあると認められる者は、絶対に許可しないものとする。

(6) 組合は、本規約に定める違反行為を監視するため調査員を委嘱することができる。組合員はその調査員の調査に協力しなければならない。

(7) 組合員が本条第1項、2項、3項、4項に違反する行為をした場合、組合は直ちにこの除去を命じ、また、調査員に非協力と認める場合を含み、これに従わない組合員に対しては定款第13条又は同第19条を適用する。

第19条 組合員は本組合の事業を妨げる行為を行ってはならない。

第20条 毎年度3月に営業受けを行うが、やむを得ない理由により期日に間に合わない場合の最終受け日を3月31日と定め、以後いかなる理由にても受けを許可しないものとする。

第21条 別途理事会で定める出店基準、自主規制基準は、本規約と同一の効力を有する。本組合格約と各基準の規約が抵触する場合は本規約を優先する。

選出された役員の任期は現任者の残任期間とする。

- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員として職務を行う。

#### **(役員要件)**

第26条 本組合の役員は、その営業する海の家その他に逗子市内に住所又は事業所を有する組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

#### **(理事長、専務理事及び常務理事の選任及び職務)**

- 第27条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、3人を常務理事とし、理事会において選任する
- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
  - 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
  - 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
  - 5 理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

#### **(監事の職務)**

- 第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### **(役員忠実義務)**

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### **(役員選挙)**

- 第30条 役員は総会において選挙する。
- 2 役員選挙は、連記式無記名投票で行う。
  - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときはくじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
  - 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
  - 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選としかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があったものをもって当選人とする。

#### **(役員報酬)**

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

#### **(顧問)**

第32条 本組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 第8条第2項各号の一に該当する者は、顧問となることができない。

#### **(参事及び会計主任)**

第33条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

#### **(職員)**

第34条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、職員となることができない。

### 第6章 総会、理事会及び委員会

#### **(総会の召集)**

第35条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が召集する。

#### **(総会招集の手続)**

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

#### **(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)**

第37条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又はその他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。

#### **(総会の議事)**

第38条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の過半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(総会の議長)**

第39条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

#### **(緊急議案)**

第40条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

#### **(総会の議決事項)**

第41条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸し付け（手形の割引を含む。）残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

#### **(総会の議事録)**

第 42 条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 召集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決件数）

#### **(理事会の招集)**

第 43 条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、常務理事が、理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が召集する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を召集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から 5 日以内に、その請求の日より 2 週間以内の日を会日とする理事会の召集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

#### **(理事会召集の手続き)**

第 44 条 理事会の召集は、会日の 7 日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、召集の手続きを省略することができる。

#### **(理事会の議事)**

第 45 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

#### **(理事会の書面議決)**

第 46 条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

#### **(理事会の議決事項)**

第 47 条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

#### **(理事会の議長及び議事録)**

第 48 条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第 42 条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項第 5 号中「(可決、否決の別及び賛否の議決件数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決件数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

#### **(委員会及び部会)**

第 49 条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を業務執行機関として部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会計

### (事業年度)

第50条 本組合の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わるものとする。

### (法定利益準備金)

第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第53条及び第54条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補にあてる場合を除いては、とりくずさない。

### (資本準備金)

第52条 本組合は、加入金、増口金及び減資差益（第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

### (特別積立金)

第53条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を越える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることのできる。

### (法定繰越金)

第54条 本組合は、第7条第1項第7号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

### (配当又は繰越)

第55条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第51条規定による法定利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

### (配当の方法)

第56条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を越えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項（持分）の規定に準用する。

### (損失金の処理)

第57条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

### (職員退職給与の引当)

第58条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充

第22条 定款第49条の規定に依る部門を下記のとおり定める。

更衣所、遊戯場、飲食店、売店、浮袋、ボート。

(1) 部長はその部を代表し、部会の決議を理事長に報告する。なお、重要なものは書面を以って報告し、理事会の召集を要請することができる。

(2) 理事長は報告事項中重要なものと認めたる時はこれを理事会に諮る。

(3) 部会の理事は部会を代表することができる。部長は理事会に出席し意見を述べるることができる。

てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

本定款の改正は、第 39 回通常総会に於いて議決され、神奈川県指令須セ第 30 号・横須賀三浦地区行政センター第 33 号・平成元年 4 月 1 日付け改正認可

本定款の一部改正は、平成 11 年 5 月臨時総会にて議決され、神奈川県指令須商労第 32 号平成 12 年 3 月 20 日中小企業法第 51 条第 2 項の規定により認可

本定款の一部改正は、組合法改正により平成 19 年 10 月 28 日第 58 回通常総会において議決され、平成 19 年 11 月 2 日認可

本定款の一部改正は、平成 20 年 10 月 29 日第 59 回通常総会において議決され、平成 20 年 11 月 7 日認可

本定款の一部改正は、平成 26 年 3 月 13 日第 65 回通常総会において議決され、平成 26 年 4 月 21 日認可

本定款の一部改正は、平成 30 年 3 月 21 日第 69 回通常総会において議決され、平成 30 年 5 月 8 日認可

# 出店届兼誓約書

私は逗子海岸営業協同組合地内における出店に関しまして、次の事項を遵守し、明るく健全な海水浴場達成のため努めることを誓約します。誓約内容に違反する行為を行った場合、組合定款13条及び19条を適用し組合員の資格を剥奪され、除名処分を受けても一切異議のないことを誓約します。

1. 逗子海水浴場出店基準を遵守し、営業種目である \_\_\_\_\_ 業に専念し、許可を受けたもの以外の営業は一切行いません。
2. 出店許可満了日までに、全ての施設を撤去し、原状に回復します。
3. 出店に際しては、法令及び条例規則ルール並びに組合定款・規約を遵守し、組合員として良識ある態度で営業を行い、組合及び海水浴場設置者である逗子市長に迷惑のかかることはいたしません。
4. 神奈川県及び逗子市の指導に従います。
5. 逗子海水浴場の運営に関する検討会で決定した逗子海水浴場ルールを厳守します。

平成 年 月 日

出店人 住 所

氏 名 ④

電話番号

生年月日 年 月 日

上記出店人は、組合規約に基づく諸手続きを完了し、並びに保証人による保証のある組合加入者であることを証します。

逗子海岸営業協同組合 代表理事 菊池 千春 ④

逗子海水浴場設置者 逗子市長 様

# 海の家 ルール違反確認書

日 時	月 日 時 分
違反した 海の家の名前	
違反内容 ※該当する項目に○	【入れ墨・タトゥー／音楽／営業時間／酒類／その他】
違反内容 詳細記入欄	
違反確認者 押印・サイン欄	

海・浜を利用するイベントなどを計画しているみなさんへ

海・浜でのイベントを計画したのに、行ってみたら使いたい海域・浜がふさがっていて、せっかくのイベントが計画どおりに実行できなかった。こんな思いをしたことはありませんか。

また、海・浜は、漁業者が昔から日々の生活の場として利用しています。

関係者への連絡がないままでのイベントを開催するとイベント場所が重なったりして、広い海・浜でもお互いが利用しづらくなることがあります。

海・浜を安全で楽しく利用するには一定のルールがあります。次のことに注意して計画を立てましょう。

■ 事前にイベント・レースの予定を届けましょう

主催団体名、開催場所、開催日時、利用海域図(利用位置図)、参加人数、参加船舶数、連絡責任者、連絡先を明記して届けてください。

	小坪漁業協同組合 ・電話 0467-24-3721 葉山町漁業協同組合 ・電話 046-875-9509
	神奈川県横須賀土木事務所 ・電話 046-853-8800
	横須賀海上保安部 ・電話 046-861-8374
	(公財)かながわ海岸美化財団 ・電話 0467-87-5379

■ 安全対策を立てましょう

- ①総責任者の連絡先、連絡手段(住所・氏名・電話番号等)
- ②イベント・レース時の現場責任者、連絡体制
- ③中止基準を決めておく(風速m/S以上、波高m以上、視界m以下、荒天等)
- ④救急体制、レスキュー、指導船舶の役割と配置図
- ⑤交通安全対策(浜への一般車両の乗り入れ禁止、参加者の駐車場の確保、交通整理等)

■ 迷惑防止対策を立てましょう

- ①漁協等への事前調整や協力依頼と事後の連絡
- ②参加者、ギャラリー、船舶等の誘導体制
- ③騒音・ゴミ処理等環境対策
- ④損害発生時の補償の方法(損害賠償保険の加入)

以下のルールに違反すると罰金を科せられることがあります

			神奈川県迷惑行為防止条例 第13条 50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料
			漁業法 第143条 20万円以下の罰金
			神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例 第8条 措置命令違反の場合30万円以下の罰金
			逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例 第7条 2万円以下の罰金

小型船舶操縦者(船長)の以下の行為に対し、行政処分が定められています!

違反内容	違反点数	関係法令
酒酔い等操縦	3点 (6点)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 第23条の36
危険操縦		
自己操縦義務違反		
見張りの実施義務違反	2点 (5点)	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 第134条から138条
救命胴衣の着用義務違反		
発航前の検査義務違反		

※違反点数欄括弧内は、他人を死傷させた場合の点数  
上表の項目に違反し、一定の基準に達した場合には、6月以内の免許停止等の行政処分を受けることがあります。

海・浜を利用するみなさんへ  
逗子海・浜のルールブック

逗子は「青い海とみどり豊かな平和都市」という都市宣言にあるように青い海とみどり豊かな自然に恵まれています。逗子の海は相模湾に面し、波が静かで、江の島、富士山を望め、時期によっては夕陽、富士山、江の島が1つに収まり一幅の絵のような美しい景観を有し、「関東の富士見百景」にも選ばれています。夏には明治期より開かれている海水浴場として利用されるとともに、年間を通してマリンスポーツの場としても利用され、市民だけでなく、来訪者にも幅広く親しまれております。

一方で海・浜の利用に対するニーズが高まることによって、特に逗子では、漁業者とマリンスポーツ(ヨット、ウィンドサーフィン、水上オートバイなど)の愛好者、近隣住民、海水浴客、海の家事業者など幅広い層に利用されることにより、様々な利用形態が交錯し、利用者間や利用のマナーにおいて問題や事故が発生するようになりました。

平成5年と平成11年にルールブックを作成し、ルールも浸透して効果を上げてきましたが、近年、砂浜の減少などにより、逗子の砂浜の利用について新しい課題も生じるようになり、新たなルールブックを見直すことになりました。

海・浜における問題や事故の発生を未然に防ぐには、使い方についての共通のルールを作ってみなさんがそれを守ることが大切です。

ルールを守ってはじめて海・浜の自由な利用ができるようになります。安全で快適な逗子の海と浜をみなさんと作りましょう。



逗子市

神奈川県逗子市逗子5-2-16

Tel 046-873-1111 Fax 046-873-4520

\*このルールブックは、2006年3月に「逗子海・浜のルール検討委員会」においてまとめられたものを、その後、条例や規則が施行されたこと等により見直しを行っております。

このルールブック作成にご協力頂いた方々

逗子海・浜のルール検討委員会

横須賀海上保安部/逗子警察署/横須賀土木事務所/鎌倉保健福祉事務所(公財)かながわ海岸美化財団/小坪漁業協同組合/逗子市商工会/逗子海岸営業協同組合/逗子マリン連盟/逗子ヨット協会/逗子開成中学・高等学校/湘南獣医師会/逗子ライフセイビングクラブ/相模湾地域遊漁・海面利用協議会



